

壮瞥町告示第43号

平成28年壮瞥町議会第2回定例会を、次のとおり招集する。

平成28年6月3日

壮瞥町長 佐藤 秀敏

記

1 期 日 平成28年6月16日

2 場 所 壮瞥町役場 大会議室

3 付議事件（予定）

- (1) 専決処分の承認を求めることについて
- (2) 専決処分の承認を求めることについて
- (3) 専決処分の承認を求めることについて
- (4) 専決処分の承認を求めることについて
- (5) 専決処分の承認を求めることについて
- (6) 専決処分の承認を求めることについて
- (7) 専決処分の承認を求めることについて
- (8) 専決処分の承認を求めることについて
- (9) 壮瞥町ふるさと応援基金条例の制定について
- (10) そうべつ情報館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (11) 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- (12) 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- (13) 平成28年度壮瞥町一般会計補正予算（第2号）について
- (14) 平成28年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- (15) 平成28年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- (16) 平成27年度壮瞥町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- (17) 平成27年度壮瞥町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- (18) 選挙管理委員及び同補充員の選挙について

○応招議員（9名）

1 番 佐 藤 忖 君
3 番 毛 利 爾 君
5 番 真 鍋 盛 男 君
7 番 高 井 一 英 君
9 番 松 本 勉 君

2 番 菊 地 敏 法 君
4 番 森 太 郎 君
6 番 加 藤 正 志 君
8 番 長 内 伸 一 君

○不応招議員（0名）

平成 28 年 壮瞥町議会 第 2 回 定例会 会議録

○ 議事日程（第 1 号）

平成 28 年 6 月 16 日（木曜日） 午前 10 時 00 分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

日程第 6 議案第 43 号ないし議案第 57 号並びに報告第 1 号及び報告第 2 号

（提案理由説明・議案内容説明）

○出席議員（９名）

1 番	佐 藤	忖 君	2 番	菊 地	敏 法 君
3 番	毛 利	爾 君	4 番	森	太 郎 君
5 番	真 鍋	盛 男 君	6 番	加 藤	正 志 君
7 番	高 井	一 英 君	8 番	長 内	伸 一 君
9 番	松 本	勉 君			

○欠席議員（０名）

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した人

町	長	佐 藤 秀 敏 君
副 町	長	杉 村 治 男 君
教 育	長	田 鍋 敏 也 君
会計管理者	小 松	正 明 君
総務課長（兼）	作 田	宏 明 君
企画調整課長	庵	匡 君
税務財政課長	上 名	正 樹 君
住民福祉課長	小 林	一 也 君
経済環境課長（兼）	阿 部	正 一 君
商工観光課長	齊 藤	英 俊 君
建設課長	工 藤	正 彦 君
生涯学習課長	山 本	貴 浩 君
選管書記長（兼）	作 田	宏 明 君
農委事務局長（兼）	阿 部	正 一 君
監委事務局長（兼）	齋 藤	誠 士 君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼）	齋 藤 誠 士 君
---------	-----------

◎開会の宣告

○議長（松本 勉君） ただいまより平成 28 年壮瞥町議会第 2 回定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（松本 勉君） 直ちに本日の会議を開きます。
（午前 10 時 00 分）

◎議事日程の報告

○議長（松本 勉君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松本 勉君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、議長において
1 番 佐藤 忖君 2 番 菊地敏法君
を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（松本 勉君） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から 6 月 17 日までの 2 日間といたしたい
と思います。これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日から 6 月 17 日までの 2 日間と決しました。

◎諸般の報告

○議長（松本 勉君） 日程第 3、諸般の報告を行います。
議会一般、監査委員からの例月出納検査結果報告、各団体からの陳情、要望等、一部事務組合議会報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。
委員会の所管事務調査について経済常任委員長から報告を求めます。
真鍋経済常任委員長。
○経済常任委員会委員長（真鍋盛男君） 総務常任委員会及び経済常任委員会では、5 月 26 日と 6 月 8 日に堆肥センターについて調査するため合同で所管事務調査を実施しました。その結果、次のとおり調査の経過と結果を報告いたします。

調査事項、堆肥センターについて。

調査の方法は、お手元に配付の書面のとおりであります。

委員会の調査結果、堆肥センターの現状について、昨年度更新したふるい機の状態を視察し、ふるい機はおおむね予定どおりの能力があることを確認しました。また、平成 28 年度 5 月末現在の堆肥生産及び販売状況は、前年度 1 年間と比較して上回っていることを確認しました。

取りまとめとして、現状を視察した。今後も運営改善に向けて努められたい。会社組織としての目標や計画を示されたいとの意見を町側に伝えました。

以上で総務常任委員会及び経済常任委員会合同所管事務調査の経過と結果を申し上げ、報告といたします。

総務常任委員会副委員長、佐藤恣、経済常任委員会委員長、真鍋盛男。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 勉君） 次に、今期定例会の付議事件は、議案 15 件、報告 2 件であります。

以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（松本 勉君） 日程第 4、行政報告を行います。

町長。

○町長（佐藤秀敏君） 本日、第 2 回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、時節柄大変お忙しい中、定刻までにご出席をいただき、まことにありがとうございました。

平成 28 年第 1 回定例会以降における町政の主なものについてご報告を申し上げます。

最初に、お手元に第 1 回定例会以降における工事発注一覧表を配付してありますので、ご照覧ください。

次に、要望活動についてご報告申し上げます。6 月 2 日、室蘭地方総合開発期成会として、胆振総合振興局、室蘭開発建設部に対し、平成 29 年度の国費等の要望を行いました。本町といたしましては、地すべり対策の推進、国道 453 号の整備促進、道道洞爺湖登別線、有珠山外環状線の整備促進、長流川の水位計、雨量計の設置などについて要望を行いました。なお、当日は、松本議長にもご同行をいただいております。

次に、故北の湖敏満殿のしのぶ会についてご報告申し上げます。昨年 11 月 20 日に逝去された壮瞥町の名誉町民であり、日本相撲協会前理事長、第 55 代横綱、故北の湖敏満殿のしのぶ会を北の湖部屋郷土後援会との共催により 4 月 17 日に地域交流センターでとり行いました。地元選出の国会議員や北海道議会議員、北海道副知事や道幹部職員、地元自治体の首長、議会議長を初め、壮瞥町議会議員の皆様、町内各団体の代表者の皆様のご参列をいただき、また東京からおかみさんや息子さんを初めご親族や関係者の方々、地元ご親族の方々も含め約 220 名のご参列をいただき、厳かにとり行うことができました。公式行

事の後の一般開放にも悪天候の中、約 80 名の方々が献花に来ていただきました。会の中では、来賓による追悼の言葉や同級生代表の言葉、母校、壮瞥小学校在校生による校歌斉唱などが行われ、生前の北の湖親方をしのぶとともに、偉大なご功績と壮瞥町の発展に多大なご貢献をいただいた故人への敬愛と感謝の意を改めてあらわすことができました。ご参列いただいた多くの皆様に感謝を申し上げ、ご報告とさせていただきます。

次に、黄溪地域地熱資源開発調査についてご報告申し上げます。この件につきましては、黄溪地域における地熱資源を調査し、適正な地熱開発規模を評価の上、その地熱資源を活用した地域振興及び発電事業化の検討を行うため、壮瞥町、北海道電力株式会社、九州電力株式会社との 3 者で壮瞥町が実施する地熱資源調査に関する協定を 5 月 10 日に締結いたしました。協定の概要としましては、壮瞥町が地熱資源の調査等を実施し、北海道電力株式会社及び九州電力株式会社はその調査等に協力をする。また、調査の結果、事業性を見込める発電事業が可能な場合は、発電事業の実施に向けた具体的な検討を行うというものです。今後は、壮瞥町が事業主体として調査事業を進める中で、技術的な助言や調査結果の評価を九州電力に担っていただき、また関係機関との調整や諸手続を北海道電力に担っていただきながら事業を進めてまいりたいと考えております。

以上、平成 28 年第 1 回定例会以降における町政の主なものについてのご報告といたします。

○議長（松本 勉君） これにて行政報告を終結いたします。

◎一般質問

○議長（松本 勉君） 日程第 5、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、通告順に順次発言を許します。

3 番、毛利爾君。

○3 番（毛利 爾君） 私からは、この 4 月に施行されました障害者差別解消法施行に当たって何点かご質問いたします。

ことし 4 月 1 日より障害者差別解消法が施行されました。その定めの中で、国は差別や権利侵害を防止するための啓発や知識を広げるための取り組みを行わなければならないとありますが、これは単に国が行えばよいというのではなく、地方自治体も取り組んでいかなければならないと思います。しかし、毎月発行している広報そうべつでは、4 月号、5 月号ともこのことに触れておりませんでした。町は、今後どのような形で町民や民間事業者へ知らせていくのかお考えをお聞かせください。また、ソフト面、ハード面においてどのような合理的配慮を検討しておられるかも伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） 3 番、毛利議員のご質問にご答弁申し上げます。

今回ご質問のありました障害者差別解消法、正式名称、障害を理由とする差別の解消の

推進に関する法律は、平成 25 年 6 月に制定され、本年 4 月 1 日に施行されたところであります。この法律は、障害のある人に対して不当な差別的取り扱いを禁止し、また障害のある人への合理的な配慮の提供を求めており、これによって障害のある人もない人も互いにその人らしさを認め合いながら、ともに暮らせる社会をつくることを目指し、制定されたものです。

不当な差別的取り扱いの禁止とは、障害のある人に対して正当な理由なく障害を理由としてサービスの提供を拒否することやサービスの提供に当たって場所や時間帯などを制限すること、障害のない人にはつけない条件をつけることなどを禁止することをいい、国、地方公共団体等及び事業者にはこの法律によって不当な差別的取り扱いを禁止することの法的義務が課せられています。

また、合理的な配慮の提供とは、障害のある人から社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重過ぎない範囲で対応することが求められるものです。重過ぎる負担があるときでも障害のある人になぜ負担が重過ぎるのかを理由を説明し、別のやり方を提案することも含め話し合い、理解を得るよう努めることが大切とされています。合理的配慮の提供の内容は、障害の特性やそれぞれの場面や状況に応じて異なることから、内閣府のホームページで合理的配慮等の具体的事例データ集が公開され、具体的事例が紹介されております。なお、国及び地方公共団体等には合理的配慮を提供する法的義務が課せられており、また事業者には合理的配慮を提供する努力義務が課せられています。壮瞥町では、今回施行された障害者差別解消法の内容について今後町広報紙、町ホームページでお知らせすることを予定しています。

また、地方公共団体には政府の定める基本方針に則して、職員が適切に対応するため障害者、その他の関係者の意見を反映させた要領を定めるよう努めることとされており、本年度中に対応要領を定めるべく取り組んでいるところであり、あわせて平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間を期間とする第 3 期壮瞥町障害者計画を本年度策定することから、障害者差別解消法の趣旨を反映し、これまで取り組んできた障害者とともに生きるまちづくりのさらなる推進に向け障害者施策の基本的事項を定め、ソフト面、ハード面での実施方針を示したいと考えており、引き続き障害のある人もない人も互いにともに暮らせる社会を目指す法の趣旨に沿った施策を推進していくことを申し上げ、ご答弁といたします。

○議長（松本 勉君） 3 番、毛利爾君。

○3 番（毛利 爾君） この法律は、まだ全国的にも多くの人に名前が知られていないところがあります。特にある番組を見ていて驚いたのは、障害者自身も知らない方がおられました。ですから、ぜひ当町においては多くの町民にこの法律を知ってもらい、あわせて理解を深めていただきたいと思います。

そこで、町は今後町広報紙や町のホームページなどで知らせることを予定とのことですが、それはいつから行われるのか。それからまた、民間業者への通知というのはど

のように行おうと考えられているのかお考えをお聞かせください。

○議長（松本 勉君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（小林一也君） ご答弁申し上げます。

4月1日から施行されました障害者差別解消法の周知について、町長の答弁にもありましたが、今後町広報紙等を使って周知をしていくということで、現在7月の広報紙への記事の掲載、障害者差別解消法が施行されました、法の趣旨、またこんな差別的取り扱い、合理的配慮をしないことが禁止されますといった内容の広報掲載記事と、また町のホームページの周知ということを予定しております。

また、民間事業者等への周知ということでございますが、国のほうで障害者差別解消法が施行されましたということでリーフレット、パンフレット等が発送されているところでございます。こういったツール、また北海道のほうでも障害者差別解消法の施行についてということでの取り扱いの周知ツール、そういったものが配付されておりますので、そういったものを活用しながら民間の事業者の方へも周知を図っていく、そういった取り組みを進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（松本 勉君） 3番、毛利爾君。

○3番（毛利 爾君） ありがとうございます。

7月から始めるということでお伺いしましたけれども、それでもう一つ追加でお聞かせ願いたいのですが、民間業者に関しての通知なのですが、全体的な不当な扱いだとか合理的配慮の事例とかというのは内閣府で出しております。しかし、民間業者の場合はいろいろ業種が分かれていて、担当している省庁も違います。そのところの通知は、町としては一括のところから発信するのか、それともそれぞれ担当の課のほうからも独自に民間業者に発していくのか、そこをお聞かせください。

○議長（松本 勉君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（小林一也君） ご答弁申し上げます。

民間事業者への障害者差別解消法に関する合理的配慮の提供等といったことの周知についてでございますが、合理的配慮の提供というこのことにつきましては、町長の答弁にもありましたが、それぞれケースごとに取り扱いがさまざま生じてくるものであるということの考えがありまして、それぞれのケース、それぞれの場面、状況に応じた対応が必要になってくるものかと思えます。国のほうで出しております障害者差別解消法に関するリーフレット、この中にも合理的配慮についてということで事例が載せられております。具体的配慮の事例として、障害の特性のある人に応じた座席をご案内してあげるですとか、障害のある方が自分で書き込むことが難しい書類等についてその人の意思を十分に確認しながらかわりに書くといったような取り扱いなど、さまざまなケースが考えられてくるかと思えます。こういったリーフレット等の活用も必要かと思えますが、それぞれの事業者ごとに対応する例というのも国のほうでは今取りまとめているところのようございまして、内閣府のホームページのほうに事例集ということで合理的な事例ということの紹介がなさ

れています。今現在合理的な配慮のデータ集ということで全般で 36 件ということでホームページのほうに、済みません、事例です、が掲載されているところです。これについても今後その事例の取り扱いについてはふえていくのかなというふうに思います。そういった合理的な配慮の事例集とそういったことの紹介等を行っていくということが基本になってくるかと思いますので、そういった対応、周知の仕方を進めていくことを考えているところでございます。

○議長（松本 勉君） 3 番、毛利爾君。

○3 番（毛利 爾君） 今のご説明ですと、これから細かく進めていくのかなと思われますが、私としてはなるべく業種に対して細かな説明をしていただきたいなと思います。ということは、不当な差別的取り扱いの場合は公的機関だろうが、民間だろうが法的義務があります。合理的配慮の場合は、公的な立場のところは義務がありますけれども、民間の場合は努力義務となっています。ですが、不当な差別の取り扱いに関しては法律的な罰則があります。合理的な配慮に関してはないとあります。しかし、その上の部分の罰則でなくて実際に対応する場合、それぞれの業者です、これは全部公的なところから民間のところ、合理的な配慮をする場合にはどうしても自分たちでは思いつかないところがあると思いますので、その内閣府の事例集だけでは足りません。それぞれの省で出している事例集も参考にしたり、それから実態に障害者の関係の方、本人の方の意見も取り入れて、細かく知らせていって対応してもらうのが必要でないかと思われます。ですから、全体的なことでもいいのですが、業種別に分かれた通達、それから事例などを教えていただいて、差別解消法の理解をもっともっと広げていただきたいと思います。ですから、7 月からですからある程度今のところはそろっているかもしれませんが、これからまだ今課長が言ったとおり細かなところが出てくると思いますので、リーフレットやパンフレットを一回出して終わりではなくて、毎年できれば年に 1 回でも事例集を改めたりしながら、この通達というものをさせていただきたいと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（松本 勉君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（小林一也君） ご答弁申し上げます。

今回施行されました障害者差別解消法、この趣旨についてでございますが、全ての国民が障害の有無にかかわらずひとしく基本的人権を享受するかけがえのない個人として尊重されるものであり、将来にわたって障害の有無によって分け隔てられることなく、共生する社会を実現していくために必要な事項を定めたというものでございます。合理的な配慮の事例等につきましては、さまざまな対応がそれぞれの事業者等でもなされるかと思えます。全ての事例を我々で集約して、それを紹介していくというのはなかなか大変なことかと思えますし、今後さまざまな対応が出てくるものかと思えます。民間事業者の方にあつては努力義務だということになっております。あらゆる対応を全て行っていくということもなかなか難しいケース等も考えられるのかなということでございます。ただ、障害者の社会参加の支援に向けて共生する社会の実現に向けたという法の趣旨にのっとり必要な

町としての対応、また個人等、関係する機関と連携を図りながら周知等、施策を図っていききたいというふうに考えているところでございます。

○議長（松本 勉君） 3番、毛利爾君。

○3番（毛利 爾君） 今の答弁、なかなか難しいのかなというところではありましたが、ほかの自治体のところでは実際に障害者、身体的な、知的な、それから発達障害などを含む方々と話していくと、そんなに難しくなくて解決策というのが出ておりますので、ぜひそういう方法で進めていただきたいと思います。

それで、続きまして教育関係のほうの通達はどのようになっているかお聞きしたいと思いますが、ということは昨年ある学校で、小学校ですが、お子さんが音楽やっているときに手に持っていたシンバルを投げて壊した。幸いほかの児童には当たらず、事故にはならなかったのですが、その発達障害のある子供のことは保護者が学校側に伝えていなかった。これは、一般の家庭でもそうなのですけれども、障害者がいるということを知られたくないという方もいる。実際にほかの教育現場においても保護者が知られたくないということが多々あります。しかし、今のようなことがもしほかの児童にそれが当たっていたとすれば、お互いに不幸な結果になってしまう。通級学級でいるお子さんの保護者がその障害ある子にほかに行ってほしいとか、それは今インクルーシブ教育がありますから、やっていますから受け入れなければならないのですけれども、そうなれば障害を持っていないお子さんの保護者が逆にほかの学校へ転校したいという問題が起きてくることも考えられるので、これはどうしても必ず言いなさいということとはできないのですけれども、そういうこともあり得るということをやんわりと伝えながら、保護者の方に通達とか理解を求めていただきたいと思いますと思っているのですが、いかがでしょうか。

○議長（松本 勉君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本貴浩君） ご答弁申し上げます。

ただいま障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、この法律の施行を受けまして、平成27年2月24日に国のほうとしては基本方針を閣議決定をしているというところでございます。その基本方針の中では第5としてその他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項というのがあり、その中で地域住民に対する啓発活動の中で規定されている部分がございます。障害のある児童生徒が可能な限り障害のない児童生徒とともにその特性を踏まえた十分な教育を受けることができる今議員おっしゃられたインクルーシブ教育システム、それを推進しつつ、あらゆる機会を通じて活用して、年齢を問わず障害に関する知識、理解を深め、ともに助け合い、学び合う精神を涵養するというふうに規定をされているところでありまして、教育委員会といたしましてもこの趣旨を十分踏まえた中で従前同様インクルーシブ教育の推進をしていくとともに、啓発活動に今後も努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 3番、毛利爾君。

○3番（毛利 爾君） 学校関係は本当に難しいと思いますので、学校だけではなくほかのものも難しいですが、特に低学年のところなんかは難しいと思いますので、そのところは丁寧にやっていただきたいなと思います。

それでは、次にお伺いしますが、先ほどソフト面、ハード面において実施方針を示したいとありましたが、現時点ではどのようなことをお考えになられているかお聞かせ願います。

○議長（松本 勉君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（小林一也君） ご答弁申し上げます。

現在第2期の障害者計画の計画期間でございます。平成24年から平成28年までの計画期間の中で、障害者施策の実施方針、施策の考え方、展開ということで、バリアフリーに配慮した施設の整備の推進、障害者の特性に応じた配慮の提供といったような施策の展開について定めているところでございます。こちらの障害者計画につきましては、平成29年度から平成33年度まで次期の計画期間に向けて今年度第3期の障害者計画を策定する時期に来ております。町長の答弁にもありましたが、障害者差別解消法の趣旨を踏まえた障害者計画、次期計画に向けて、今ある計画の内容も踏まえながら、施策の検証等を行いながら、次期計画に反映をしていきたいということで考えているところでございます。障害者に配慮した施設整備、バリアフリーに配慮した整備の推進、障害の特性に応じた対応といったようなことについては、その趣旨を引き続き次期計画で対応していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（松本 勉君） 3番、毛利爾君。

○3番（毛利 爾君） ありがとうございます。

いろんな場面でいろんなものを用意しなければいけないところが出てくると思いますが、それこそ車椅子に対応するテーブルを用意するだとか、それから民間、先ほど言われましたとおり公共施設でも完全にスロープつけなくても簡易スロープをつけるだとかいろいろあるし、それからこれは一つ私が思っているところは、障害者ではなくても、私なんかはもう老眼が進んできているのですけれども、弱視の方とか、それからあと老眼になってきた方、それからリウマチでも手の関節のリウマチの方とかがいます。そうすると、そのところに対応するものもやっぱり用意していただきたいなと。そこで考えられるのは、もう何年も前から商品として出ていますけれども、グローバルデザインの商品というのもしろいろ対応できる場所があるので、そこら辺も公的なところで用意はしていただきたいなと思います。

それから、もう一つ、ここが聞きたいのですが、対応要領の中で取り組むとありますが、これはこの中には職員の研修だとか講習だとかというのも含まれているのでしょうか。お聞きします。

○議長（松本 勉君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（小林一也君） ご答弁申し上げます。

職員の対応要領についてでございますが、現在策定に向けて取り組みを進めているところでございます。ただし、全国的に職員を含めて、また広く一般に向けてガイドブックというような形で障害者の特性に応じた対応マニュアル等が定められているようでございます。これらの事例を勘案しながら、本町にとって必要な職員の対応マニュアルといったものを策定していきたいと考えております。

研修等ということでございますが、これらにつきましては対応マニュアルの中では具体的に個別に研修の内容についてということではなくて、マニュアルそのものが職員の対応に当たるということで、研修の際に使える資料といった位置づけが望ましいのかなというふうに今現在は考えているところでございますが、不当な差別的な取り扱い、また合理的配慮の提供といった部分で具体的にそれぞれさまざまなケースが考えられますことから、必要に応じて職員の研修、啓発等も行っていく必要があるのかなと考えているところでございます。

○議長（松本 勉君） 3番、毛利爾君。

○3番（毛利 爾君） ぜひその研修も行っていたきたいと思います。ということは、マニュアルに書いてあるものを見て、どっちに判断したらいいのかなというところを本人がこうでいいだろう、こっちでいいのかなと判断して意外とトラブルが起こったりするので、時間はお仕事もありますから大変でしょうけれども、研修、講習というのをぜひ取り組んでいただきたいなと思います。

もう一つ、これで私の質問最後にしたいのですが、町長にお願いがありまして、サムズとかこちら、それから昭和新山、私覚えているのは1企業だけでないかなと思ったのですが、多目的トイレがあります。最近確認していない、雪合戦のときも確認しなかったのですが、財団のトイレのところ、今、年間でちゃんとトイレ使えるようにと要望なんかしていますけれども、あそこにオストメイトなんかがついた多目的トイレがなければぜひ推進してつけていただきたいなと思います。ということは、今インバウンドがふえています。LGBTの問題、セクシャルマイノリティーの問題ですけれども、これ出ていますが、意外と番組なんか見ていると日本人よりも、番組によるかもしれませんけれども、外国から来る方々の男性同士、女性同士のパートナーで来る方もいます。ですから、あそこは観光地なので、民間にやれというのはちょっとその民間も大変なところ、過重な負担もできないところあるので、ぜひなければ財団のところだけでも設置していただけるよう要望していただきたいと思いますので、これで質問終わりますので、答弁をお願いします。

○議長（松本 勉君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時40分

○議長（松本 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） ご答弁申し上げます。

まず、障害者の差別を解消する法律が施行されましたけれども、本町といたしましても障害者福祉計画も策定しながらいろいろ取り組んでございますし、議員ご承知のとおり、やはり障害者を差別するということは本当に言語道断でありまして、こんなことはあってはならない問題です。法律があってもなくても障害者を差別してはならない、これは同じ人間として基本的な考え方だというふうに私は認識をしておりますので、このことはこれからそれぞれの団体、組織の皆さん方に、どうか事業所の皆さん方にも講習等をしていただくようお願いをしていきたいというふうに思っておりますし、また一般家庭におきましても、先ほど申し上げたとおり、広報等でもお知らせをしながら、そういった差別をしないということをぜひお願いをしていきたいというふうに思っております。

また、バリアフリーの関係、あるいは今の多目的トイレ等の設置については、施設が北海道の施設でございますので、可能かどうかこれから北海道と、今北海道のほうも多分予算がついて設計に入っているかなというふうに思っておりますけれども、状況を聞いて、可能でしたらそういった多目的トイレ等の設置をお願いをしていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただければというふうに考えます。

○議長（松本 勉君） 次に、1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 第2回定例会に当たり、次の事項について質問いたします。

質問の柱として、壮瞥町地域防災計画の策定の進捗状況、進みぐあい、それと住民にかかわる計画内容を今後どのような方法で取り組むかについて以下伺いたいと思います。

壮瞥町は、平成27年12月に壮瞥町地域防災計画を公表し、この計画案について広く町民から意見を聴取する方法をホームページや広報を通して募集しました。その後、条例に定める壮瞥町防災会議に諮り、決定される運びと理解しているのですが、この計画策定はどこまで進んでいるか。また、計画で示された事項を今後どのような方法で進める考えかを伺いたいと思います。

1番目、防災会議は地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すると定めているが、いつ開催し、決定したか。

2番目、この会議は、町長が任命する者を委員として条例に定める（1）の指定地方行政機関職員から（10）の自主防災組織を構成する者、または学識経験のある者まで多方面での委員で構成し、委員の定数は35名と定めているが、何名の委員でこの防災会議を組織しているか。

3点目、この壮瞥町防災会議に提案した壮瞥町地域防災計画案に対してホームページや広報で募集した住民からの意見内容、また防災会議の委員からどのような意見があったか。もしその会議での改正点があったらその内容についても伺いたいと思います。

4番目、この防災計画は、その内容から見て大多数が行政の対応策で、住民とのかかわりは少ない中でも第11節、避難行動支援者等の要配慮者に関する計画、第12節、自主防災組織育成に関する計画、第13節、防災訓練計画があります。そして、その詳細について

は、第4章の第11節、第14節を準用するほか、また第10章の防災訓練計画で示されております。特に私はここでお聞きしたいのは、第4章第14節の自主防災組織育成に関する計画の推進方法についてどのようにしていつからこのことについて地域に対して働きかけ、推進する考えかを伺います。

5番目、第10章の防災訓練計画で毎年住民参加の防災訓練を実施しております。平成28年2月4日にも実施した防災避難訓練の計画内容と実施内容、実施した評価、次年度実施に向けての課題等があれば伺いたいと思います。

以上の項目について答弁をいただいた後、質疑を交わしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） 1番、佐藤議員のご質問にご答弁申し上げます。

壮瞥町地域防災計画の策定につきましては、近年の各種災害から明らかになった問題や教訓を踏まえ、本計画を総合的かつ実践的な計画とする必要があることから、国の防災基本計画や北海道地域防災計画との整合を図り、全面的に修正を行ったものであります。

1点目の防災会議の開催についてであります。平成27年11月25日に第1回壮瞥町防災会議を開催しております。会議では、地域防災計画案を委員の方々にお示しをしてご意見等をいただき、修正しております。その後、広報やホームページにてパブリックコメントを平成27年12月10日から平成28年1月15日までの期間にて実施しております。その後、第2回壮瞥町防災会議を開催し、書面にて意見聴取して、平成28年3月25日に計画を策定しております。

2点目の防災会議委員についてですが、壮瞥町防災会議条例第3条に基づき各種機関から任命し、計19名の委員にて構成しております。

3点目の壮瞥町地域防災計画に対しての意見等についてですが、1点目で述べたようにパブリックコメントにて意見聴取しております。意見内容として、例えば曖昧な記述ではなく具体的な提示が必要ではないかという文言の整理、また地質や噴火の歴史における内容等、多種多様な意見をいただきました。いただいた意見については、防災学識アドバイザーの岡田先生と協議し、意見に対する町の考え方を整理し、計画に反映する必要と判断したものについて修正しております。修正計画については、委員の方からの意見等はありませんでした。

4点目の自主防災組織育成等に関する計画の推進方法についてですが、現状として町は自助、公助に力を入れてきましたが、他の大きな災害を見ると公助の限界もあり、また地域内の高齢化から共助も大切である、すなわち自主防災組織や地域、近所での協力が大切であると考えております。これまで平成26年10月の広報にて自主防災組織の役割等について住民に周知し、1地域で自主防災組織が設置され、組織の設立時や独自の防災訓練の際には町としても協力しております。今後広報にて地域防災計画の改定についてお知らせをする予定であり、新たに自主防災組織育成等に関する計画が追加されたことについて説

明し、広く住民に周知したいと考えております。また、自主防災組織に関する照会があれば、担当職員が地域に出向き、詳細説明等を行うことができるよう体制をとりたいと考えております。

5点目の防災避難訓練についてですが、平成28年2月4日に実施した計画内容は、冬期間において気象庁からの有珠山噴火情報を受け、役場対策本部の設置、対応及び住民避難実施を計画いたしました。実施内容としましては、対策本部と消防、警察、自衛隊との情報の共有のあり方や避難時の連携、また対策本部からの各職員への情報伝達や住民への避難情報の発信、戸別訪問、一時避難所への誘導、避難所設営等を実施しております。評価につきましては、平成25年度から防災避難訓練を実施しており、庁内の情報伝達はスムーズに行えるようになってきております。また、防災研修、図上訓練を継続して行われてきたことから、防災に対する知識も深まっています。しかし、冬期であったことから住民参加が少なかったものと認識しています。次年度に向けた課題等については、多くの住民参加の工夫、防災備蓄品の活用、避難時における要支援者の対応や、以前に1度実施しておりますが、噴火災害時の役場機能移転訓練を実施して、再度検証することが必要ではないかと考えております。

今後とも地域防災計画に基づき、防災に対する意識向上や避難訓練を継続して実施し、住民並びに職員が地域の安全、安心のまちづくりに生かすことができるよう検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いを申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 質問事項の1番から5番まで答弁いただきました。それぞれの答弁内容を中心にして質疑を交わしたいと思います。

この防災計画については、担当は総務課ですけれども、4月1日付の人事異動で交代している関係で、これから私が質問する事項でわからない点あったらわかる範囲でご答弁いただければと思います。

最初に、1点目の防災会議の開催であります。第1回目の会議を27年11月25日に開催されたとの答弁をいただきましたが、この防災会議に町が委嘱といいますか、お願いした方が何名参加したのでしょうか、出席したか。もしも出席人数がわかればお知らせ願いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） ご答弁申し上げます。

委員の数につきましては、先ほど町長のほうから19名という話がありました。それで、11月25日に開催した第1回防災会議ですけれども、委員19名中14名の参加でございます。5名の方が欠席してございます。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） その会議の中で防災計画案を示して、いろいろと説明して協議さ

れたと思うのですが、委員会から修正箇所、ここは直したほうがいいのではないかと
いうもしも修正箇所が指摘されたのがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） ご答弁申し上げます。

まず、その防災会議に差し当たって委員の皆様には防災計画案、あと概要版をお配りして、そのときの第1回の会議のときに意見等をいただくという形で会議を開催しております。その中でいきますと、その場所であった意見としては2点ほど町民の責務についてこういう文言を追加してほしいという点があったのと、それと当日室蘭气象台の方は欠席されていたのですが、防災計画の中で室蘭气象台関係の文言がありまして、それを見て室蘭气象台からペーパーにて气象台分の内容修正がございました。内容としましては、警報、注意報の文言修正とか土砂災害警戒情報の文言修正等、その他气象台に関する部分に関して修正をしてほしいという意見がございました。

以上です。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） ありがとうございます。

こういう会議で事前にペーパーですか、資料を配付して、やはり委員の皆さんは事前に読んで、そして自分の考えをまとめて出席することが必要だと思いますし、今お聞きしますと事前に配付して、そのような形でされたということは評価していいのではないかと思います。

私は、日ごろから地域防災について関心を持っている一人だと思っております。平成26年の第3回定例会で壮瞥町地域防災計画の策定の現状について質疑を交わしました。私は、防災会議を機能させた計画策定が必要という立場から質問したのですが、そのときの答弁では、そのときの答弁というのは26年の第3回定例会、9月です。そのときの答弁では、現在北海道地域防災計画との整合性を図っているのだという答弁をいただきました。その答弁から27年の11月までいろいろなことがあったと思いますけれども、約1年以上も経過しているのです。もう少し早くこのような計画案ができなかったのかなということを考えております。

さらに、意見公募、すなわちパブリックコメント、これが27年12月10日から28年1月15日までの期間として広報だとかホームページで周知してしたのです。そして、町の広報では、28年1月発行の広報そうべつの17ページでのお知らせで周知しております。その中の文章を読みますと、皆さんの生活にかかわる重要な計画ですので、町民の皆さんの意見等をお伺いするパブリックコメント（意見公募）を行いますとあり、締め切りは1月15日とあります。先ほど答弁の中で、意見公募の期間は12月10日から28年の1月15日までと設定しておりますけれども、一般町民の方に正式に働きかけたのは、この意見公募を働きかけたのは28年の1月号なのです。どうもその辺何かちぐはぐでないかなと。12月10日からという設定した理由はどこにあったのかなということを疑問を抱きました。

ので、この募集期間の設定をどのような考えで設定したのか、もしも理由があればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（松本 勉君） これより休憩といたします。再開は11時10分といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○議長（松本 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） ご答弁申し上げます。

質問内容が2点ほどあったかと認識してございます。まず、1点目の確かに26年3月の定例会で議員が質問されていて、町のほうの答弁といたしましても先ほどご質問いただいた内容に沿って答弁した中でいけば、振興局と協議をされていて、今後パブコメと防災会議を行い、策定するという形でご答弁しているというふうに認識してございます。その中で、定例会後、これは定例会9月ですから、振興局から回答が来たのが26年11月に、ちょっと日付までははっきりとは承知してございませんが、11月に回答が来てございます。その後、27年の3月にそれらを踏まえて最終修正案を策定してございます。ただ、その後、このときに修正案があつて、次の防災会議を開催までに時間がかかっているという内容につきまして、27年3月に一度確認はできたのですけれども、27年の11月に防災会議と、そのタイムラグのことをおっしゃられているのかなと思いますが、その点につきましては東北の震災の後、津波関係の計画等に含めるとかその辺の内容等もあつて時間がかかったという形と、ただ当町に関しては法の改正については津波に関してはかからないのですけれども、その辺の内容がどういう影響があるかという形と、それと御嶽山の噴火があつて活火山法の改正が7月になってございます。そのときの事前の情報で活火山情報の改正も含めて改正を必要とするのではないかということも踏まえて、ちょっと時間がかかって27年の11月に第1回を開催しているところでございます。

それと、もう一点、周知の方法についてでございますが、確かに広報1月号に、配布のところに先ほど議員おっしゃられたように住民周知してございます。ただ、ホームページにつきましては、12月の9日からホームページでアップしてございます。ただ、議員おっしゃられたように、やはり皆さんがホームページが見るかという形になれば、その一月近くタイムラグがホームページと広報の部分ありますので、その点はちょっと周知の仕方が至らなかったのかなというふうに認識してございます。ただ、今後こういう形のないよう本来であれば12月号に掲載して、12月途中から周知するような形のほうが望ましいのかなというふうに思いますので、今後はその点については留意したいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 事情は理解しました。私は、ホームページに上げたからということではなくて、まだ壮瞥町の実態を見たときにホームページよりも町民の皆さんの目に映るのはやはりペーパーでないかと思いますので、今後もこのようなことを気をつけてやっていただければと思います。

そこで、この計画案はホームページでもごらんになれますというので、私もホームページを開いてみました。計画案が206ページ、資料が113ページの膨大なものです。そして、その中に書いてあったのは、この計画案は希望の方に役場総務課防災係で配付していますというので、私ももらいました。こういう膨大なものなのです。そこで、このような形で町民の皆さん何人くらいこの防災計画を下さいとって求めたのか。それによって私は、町民の皆さんのこの計画についての関心度、たとえ意見を述べなくても見ることによる関心度をはかることはできると思いますので、何名くらい防災係のほうにこの資料を求めに来たか、わかればよろしいです。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） ご答弁申し上げます。

うちの防災係のほうにこの計画書案を見せていただきたいといった方につきましては、把握しているところでは2名というふうに存じ上げてございます。

以上です。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） それでは、このような防災計画というのは、町民の皆さんの生命、財産を守る上からも大変重要な計画だと私は理解しておりますし、認識しております。そして、先ほどの答弁によると3月25日に策定していますよということなのですが、それから約2カ月経過している現在、町の広報にも、また町のホームページにもこのことは一言も触れられていないのです。私は、ホームページよりも町の広報にこのような計画案ができましたということで周知することが必要でなかったかなと思うのですが、これからされると思うのですが、この点はどのようなでしょう。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） ご答弁申し上げます。

ホームページにはピックアップされて、こういう形で載せていますという形ではなくて、實際上ホームページにはあるのですが、その周知の仕方が足りないのかなというのと、広報につきましては来月号、7月1日配布の部分について壮瞥町地域防災計画を改定しましたという形で、全部で4ページほどを割いて掲載しようと。それにつきましては、中身につきましては計画の構成とか、あと平常時からの備えとか災害が起きたときという形と、あと自主防災組織をつくりましょうとかそういう形のものです。今回計画の中で追加になっている部分をピックアップしながら掲載するという形で今進めてございます。

以上です。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 町民の皆さんにこういう計画ができましたということを知らせるのは7月1日号ということですので、期待しております。

それで、3点目の意見公募、これに意見を出された方は何名いらっしゃいましたか。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） ご答弁を申し上げます。

パブリックコメントに公募された方は、1名の方から意見がございました。件数につきましては43件ございました。

以上です。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） わかりました。大変膨大な資料なものですから、読んでも理解できない面が私はありましたけれども、1名の方が43件も指摘したということは、意見を出したということは評価していいのではないかと思います。今後も私たち一人一人が関心を持っていくことが求められているのではないかと思いますので、これから私自身も肝に銘じていろいろと取り組んでいきたいと考えております。

そこで、4点目です。町民の皆さんに直接的に関係する計画ですので、この取り組みについて伺いたいと思います。今回の地域防災計画は、全体を通して北海道地域防災計画と有珠山火山防災計画との調整を図ることから、一見して総花的といいますか、たくさんものが詰め込まれております。そういう面で、その中でも町民とのかかわり、地域とのかかわりは幾つかあります。それは、最初の質問の柱の中にも述べましたけれども、避難行動支援者等の要配慮者に対すること、また先ほど答弁いただいた自主防災組織育成に関すること、さらに防災訓練計画でないかと私は考えております。年々地域において高齢化や独居生活者の増加、地域内での協力体制の希薄化など多くの課題を抱えております。そうした中で、地域での日常生活においても、また災害時においても大切なものとして挙げられることは、答弁の中にもありましたけれども、自助だとか公助、さらに私たちの日常生活での共助、ともに助け合う、これをやはり日々実践していかなければ、災害が起きたからといってすぐそれが活用できるものではないと思っております。そういう面で、今回計画の中に新たに自主防災組織が掲げられ、その育成についての計画が示されております。答弁の中にもありましたが、自治会名は言っておりませんでした。私の承知している範囲では仲洞爺自治会が自主防災活動として地域と病院が協力して防災訓練を実施したということが新聞にも出ておりましたし、そこで承知したのですけれども、この防災訓練、仲洞爺自治会が行った防災訓練に町はどのようにかかわってきたのか。もしもかかわった内容について承知していれば答弁をお願いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） ご答弁申し上げます。

仲洞爺の自主防災組織につきましては、27年の1月に設置されて、27年6月に防災訓練が実施されたというふうに認識してございます。細かい内容としては、町はどのようにか

かわったかという形になりますと、防災無線等の関係ですとか、あとは担当職員が現地のほうに出向いて参加しているというふうに聞いてございます。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 1 番、佐藤 恣君。

○1 番（佐藤 恣君） わかりました。このような自主防災組織、これは一地域だけに任せるのではなくて、行政とタイアップしながら、どんどん、どんどん広げていかなければならない一つの組織だと私は認識しておりますので、もしそういうことがあったら町の協力体制をよろしく願いたいなど。それが大切ではないかと思います。

そこで、私は町の広報にも自主防災組織について解説文が出ていたのを承知しておりますし、そういう面でやはり聞きなれない言葉ですので、地域防災組織のイロハから地域の皆さんが理解することが必要でないかなと。ただ単に担当職員が地域に出向いて詳細に説明を行いますだけでなく、自主防災組織のイロハの解説書的なものをつくっていただいて、地域住民と町職員との皆さんが全体で考え、日常的に実践することが大切だと私は考えております。このために地域住民と町職員と一緒に学ぶ研修会もぜひ企画してほしいなど。急に言って急にできるものではありませんけれども、これからの計画の中で取り組めるものであれば、地域住民と町職員が一緒になって研修するような場を設定してもらうというのが必要でないかなと。そうすることによって、常日ごろ言われておりますに協働のまちづくりの基本になってくると思うのです。そういう面でこのような考え方についてどのようにお考えになるか伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） ご答弁を申し上げます。

自主防災組織につきましては、議員のおっしゃるとおり、役場職員、当然公的な機関と住民の皆様方が協力してやらなければならないというふうに認識しているところでございます。今ご提案があった件につきましては、今後検討してまいりたいと。住民の皆さんとどのような形でできるかというのは、やはり検討しないと今の段階では申し上げることはできないかなというふうに思いますので、内部で協議したいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（松本 勉君） 1 番、佐藤 恣君。

○1 番（佐藤 恣君） 次に、5 点目について伺いたいと思います。

答弁の中でも平成 25 年、26 年、そして 27 年と防災避難訓練を実施してきましたという報告がありました。私も関心がありましたので、25 年の壮瞥温泉団地を対象とした避難訓練の様子を実際に現地で避難状況なども確認しました。26 年度も同じく役場の中での当日の連絡調整というのですか、そういうものも見せていただきましたし、そういうことを考えていくと、ことし避難訓練の範囲が広がりました。それは、滝之町まで入ったのです。滝之町の自治会名でいいますと建部、建部改良住宅、緑の 3 自治会が対象になりました。この対象拡大について自治会は一切知らされておりました。というのは、一切知ら

されないで、町が先行して行われたと私は理解しております。その取り組みについては、12月28日、年末に町からいろんな配布物がある中に班ごとの回覧文書に2月4日に避難訓練を行いますので、参加される方は申し込んでくださいというようなことで参加者を取りまとめたのです。私の所属している自治会も実は対象になっておりますので、何名くらい記入してくれるかなと期待をしていたのですけれども、結果的には私1名でした。そこで、これではいけないのだと、せっかくやるのだからできるだけ大勢の皆さんに参加してもらわないとということで、私は日常的に住宅で生活している方、仕事をもうリタイアといたしますか、退職して家にいる方を訪ねて、こういうがあるので、参加しませんかということで呼びかけたら14名の方が参加意志を表明していただきました。けれども、私も参加する予定で申し込んでいたのですけれども、ちょうどその日急用といたしますか、別な用事が発生して参加できないので、その様子をつぶさに見ることはできませんでした。また、1名は風邪を引いて体調を崩して参加できなかったもので、12名が参加したと私は理解しております。

そこで、反省として冬期であったため住民参加が少なかったと認識していますという言葉で先ほど答弁をいただきましたけれども、それでは25年、26年、これは雪の季節でなくて秋だったと思います。秋の季節で実施したときにどの程度の参加者があったのかなと、そういうことをもしもおわかりになればお知らせ願いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） ご答弁を申し上げます。

実働訓練につきましては、平成25年10月24日、平成26年10月31日、そしてことしの2月4日と3回行われているというふうに承知してございます。その中でいきますと、25年、26年は10月末という形、秋口、それと今回は冬と。答弁の中にも冬期間という形がありましたけれども、住民の方々に対しては昨年とことしにつきましては壮瞥高校の生徒さんがかなりの人数が参加されて、その分を差し引きますと25年には住民が10名参加してございます。實際上26年、28年もその程度という形で確認していると、残りが高校生、壮瞥高校の皆さんだという形で考えてございます。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） わかりました。

そこで、先ほど答弁の中で冬期間だから少なかったのではないかということは、前年とその前の年の10名前後と比べると、私は冬期間だから少なかったということには当てはまらないのではないかなという理解をするのですけれども、そこでこのような訓練が行われたとき、やはり私はその結果を町民の皆さんに知らせるべきではないかなということを思っているのです。そこで、町の広報を3月からずっと開いて確認しましたら出ておりました。広報そうべつ3月号の18ページに、町の公式的な報告でなくて、駐在所だより滝の川というページがあります。その中に次のようなことが書かれているのです。大見出しで「噴火災害に備えて」として見出しがありました。その中の文章を読みますと、2月4日に

地域住民 150 人、壮警高校生 60 人と役場、消防、自衛隊、警察が参加して有珠山噴火を想定して大規模な避難訓練が実施されました。私たちは、有珠山の麓に暮らしています。噴火の際は冷静に行動できるようにという本文がありまして、その下に4つのこんなことに気をつけましょうという項目が太い字で書かれておりました。今の答弁でいくと地域住民が150人だとか、高校生60人はいいいでしょう。こういうのが何かひとり歩きして、しっかりやっているのだなという認識を住民が持つことを私は恐れるのです。幾ら警察、駐在所が編さんして持ってきた原稿でも、やはり内容を確認していくことが必要でないかなと。そうしないと、駐在所だよりの滝の川がひとり歩きしてしまうのではないかとという恐れを私は感じるのですが、この点そういうような、これは広報だから企画調整に関係あるかもしれないけれども、そういう文章をチェックするような機能はどうなっているのでしょうか。

○議長（松本 勉君） 答弁、企画調整課長。

○企画調整課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

広報につきましては、議員のご指摘のとおり、企画調整課で所管をしております。警察に限らず、関係行政機関ですとか消防ですとか、そういったところから原稿をお預かりをして印刷をしていると。基本的にはある程度信頼を置いて載せているというのが現実でございしますが、ご指摘にあるようにさまざまな情報の中で確認をする部分も当然あるのだらうというふうに思いますので、担当課としても今後留意をして広報の掲載を行っていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（松本 勉君） 1 番、佐藤 恣君。

○1 番（佐藤 恣君） わかりました。私は、町が発行している広報はみんな町民は信頼感を持って読んでいるのではないかと思いますので、精査といいますか、そういうところはやはり十分行うことが必要だと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

避難訓練だとかこのような訓練を通して、年々噴火体験の少なくなる職員の皆さんにとっては意義ある訓練と考えておりますので、ぜひ継続して実施していただきたいと思います。なぜこのような質問を取り上げたかといいますと、本当はもう策定しているのがわかっていれば今回のような質問はしなかったはずなのです。やはり広報の大切さというものをお互いに認識することが必要でないかなと思います。

そこで、この防災訓練についての質問を出したのは別にもう一つ理由があったのです。といいますのは、私の所属する自治会で平成 28 年に新規事業として自主防災組織の設立について議題として役員会で諮ったときに、役員の中から2月4日実施の防災避難訓練が話題になりました。その中で、住民が参加しての防災訓練の目的は何だったのかなという疑問符を投げかけられました。といいますのは、バスで避難所に行った。バスからおり、避難所に入ったら受付も何もなかったというのです。25 年、26 年、私参加したときにはきちっと玄関入ったところにテーブル3台くらいあって、職員の皆さんが住所だとか名前だ

とかそういうものを聞いて名簿を作成していたのですけれども、今回はなかったということです。そして、なぜなかったかということなのですけれども、それは何かバスに乗るときに点呼をとったのでということだそうです。参加した人の言葉をかりると、そのようなこと言っております。今回のように訓練は前もって誰々が参加するということで、当日私のように参加できない者もあったけれども、参加する者のおおよその人数だとか名前は報告しておりますので、町で掌握しているとは思うのですけれども、私は避難訓練というのは本番の避難所を想定して対応すべきでないかなと考えているのです。

それから、避難所に着いて、約 30 分間何も指示されることなく、無駄な時間を過ごしましたよという言葉がありました。そこで、私は当日参加していないので、参加した 4 名の方に聞いて回りました。大体同じようなことを言っております。ですから、自治会員の皆さんは、住民参加の避難訓練の目的は何だったのかなということ、こういうことを疑問符を投げかけておりますので、改めて目的、住民参加の目的をお話しいただければと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） ご答弁を申し上げます。

防災訓練の目的という形でお話いただいたのですが、25 年、26 年のときの防災訓練と 28 年の 2 月の防災訓練、ことしの防災訓練の違いがあったという形のものについては、いろいろと考えるところもございます。そしてまた、検討しなければいけないところというのは認識してございますが、基本的に私どもの町がまず災害と予想するとやはり噴火災害で、今回範囲を広げたというのも当然平成 12 年のときには建部のところも避難区域となって、私も建部に住んでございましたので、避難地域に入っているというふうに認識してございます。ですから、もともとの前 2 回の部分は完全に壮瞥温泉を集中してという形の中で、住民の方々が今後風化されるであろう意識をよりきちっと毎年毎年防災訓練を実施して、噴火と向き合う町だという形も含めて、職員含めて皆さんがそういう考えを持っていただければというふうに考えてございますし、また今回の一般質問の中で職員の人数を調べてみましたら、そうすると噴火経験している職員が、今三役を除いて 72 人おりますけれども、噴火経験者 42 人です。實際上 58%、6 割以下にもうなっているという形でございます。ですから、もう 10 年すると多分 5 割程度になってしまうという形も含めて、常に訓練をしておかないと職員も対応できないのかなというふうに思っておりますし、また警察とか消防、自衛隊との関係性もいつこういう事態が起こるかわからない中で、やはりそういうことの連携性をとる意味もあって防災訓練を実施しているというふうに認識してございます。

以上です。

○議長（松本 勉君） 課長、済みません、住民の参加のことでありましたので、住民に対するその目的等のことについては、参加に関しての目的、意義についても答弁願います。

○総務課長（作田宏明君） 済みません、答弁漏れということでご答弁申し上げます。

住民については、先ほど 30 分待ったですとかそういう形の中でお話もいただいているところでございますが、やはり職員のみならず住民の方々も噴火という形の町だということも昔からいる方はわかっていらっしゃるかもしれませんが、新たにたくさんの人々が住んでございますし、その面につきましてはあり方、意義は当然先ほど言った噴火ですけれども、あり方については今後とも継続して防災訓練を実施いたしますけれども、その辺のあり方については検討していかなければいけないのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 1 番、佐藤 恣君。

○1 番（佐藤 恣君） 住民の皆さんの参加が少ないということ、これはやはりある程度もう少し大勢の皆さんが参加して、避難の方法について理解をする。そして、家庭の中でそれが反映されるような地域づくりをしていかなければならないのではないかと私は考えているのです。

そこで、もう時間も余りないと思いますので、最後の質問にしたいと思いますけれども、今回策定した壮瞥町地域防災計画は、建物でいえば防災に対する骨組み、すなわち骨格ができただけで、これからのこの計画の実施に当たってはさまざまな肉づけといいますか、それが必要になってくるのでないかと考えております。何々を推進しますだとかという言葉を使っていますが、どのような方法で推進するのかということが隠れているのです。見えていないのです。そういう面で、この防災計画の肉づけを今後やっていかなければ、いざというときに間に合わないのではないかと気がいたします。今までの防災避難訓練の反省点や課題を一つ一つ解決しながら、この地域防災計画が職員の皆さんは当然でありますけれども、さらに町民の皆さんにもこの計画が理解されるよう、そして有事の際に着実に実践できる体制づくりを今後私たち地域住民も行政も一人一人が考えていくことが必要でないかと考えます。そこで最後、本当に最後になりますけれども、壮瞥町防災会議の会長として、さらに有事の際は災害対策本部長としての町長、それから日常的に自治体の最高責任者として今後この防災計画についてどのような取り組みをされていくか、もしもお考えがあれば最後にお聞きしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） ご答弁申し上げます。

このたび地域防災計画につきましてさまざまな質問をいただきましたけれども、有珠山噴火の災害等ではなくして土砂災害等多発している近年でございますので、そういったことも頭に置きながら地域防災計画を策定をしてきたつもりでもございますし、またこれを進めていくに当たっても役場職員のみならず地域の住民の皆さんもこれをしっかりと意識をしていただいて、災害のときにはどう自分に対応すればいいのか、これは共助ということより自助になろうかと思っておりますけれども、やはり平成 25 年度からこの訓練等も実施をしておりますし、また有珠山噴火災害等も考えながら防災に関するマップ等も配布をしてございますし、また土砂災害の危険地域がどこにあるかということも北海道の調査に基

づきながら全戸にも配布をして、防災に対する住民の意識を持ってもらうための取り組みも町として取り組んでいるところでもございますし、また避難訓練等も 25 年度から実施をしております。今のご質問の中で地域住民の皆さんの意識の向上のために、やはりこういった防災訓練を通して町民と役場職員との連携も大事になってくるのだらうというふうに思っております。そういったことで、この地域防災計画を活用しながら、今後自主防災組織も育成しながら、地域の皆さんにも災害の意識づけをこれからも推進していきたいというふうに思っておりますし、また先ほどの訓練等の住民の皆さんの参加が少ないというお話もございましたけれども、やはり危険区域、有珠山が噴火した際に避難を余儀なくされる地域の皆さんも高齢化になってまいりましたし、また若い方々は日中だと仕事の関係で働きに出たりですとか、そういったことでなかなか限られた人しかこの訓練に参加できないのかなという反省点もございますので、そういったことも鑑みながら、今後も防災訓練のあり方について、あるいは平日がいいのか、あるいは土曜、日曜がいいのか、やはり防災訓練をするに当たりまして警察あるいは自衛隊、消防、気象庁、そういった公共機関の皆さんのご支援もいただきながら訓練を実施していかなければなりませんので、そこだけはいつがいいのかはこれから検討させていただきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、自分の命は自分で守ることが一番大切であります。そして、行政がそのお手伝いをするといいたしましょうか、やはり行政というのは災害から地域住民の生命、財産を守る責任がございますし、また公助というか、共助といいたしましょうか、地域住民が助け合いながら災害から避難をする、そういうことも大事でございますので、そういったことも考えながら今後取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（松本 勉君） これにて一般質問を終結いたします。

これより昼食休憩といたします。午後の再開は午後 1 時といたします。

休憩 午前 11 時 50 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（松本 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第 43 号ないし議案第 57 号並びに報告第 1 号及び報告第 2 号

○議長（松本 勉君） 日程第 6、議案第 43 号ないし第 57 号並びに報告第 1 号及び第 2 号を議題といたします。

理事者から提案理由及び内容について説明を求めます。

副町長。

○副町長（杉村治男君） それでは、平成 28 年第 2 回定例会に当たり提出いたします議件は、議案第 43 号から議案第 57 号までの 15 件、報告第 1 号から第 2 号までの 2 件、合わせて合計 17 件であります。その提出議案についてご説明を申し上げます。

議案第 43 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、壮瞥町町税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

専決処分は、平成 28 年 3 月 31 日であります。

壮瞥町税条例等の一部を改正する条例であります。条文の改正としましては、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令がいずれも平成 28 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、町税条例等の一部改正を提案するものであります。

この主な改正内容につきましては、徴収猶予等に関する条文の改正と引用条文等の改正に伴う文言の整理を行うこと、それから再生可能エネルギー発電設備にかかわる課税標準の特例措置の追加、町たばこ税に係る文言の整理などを行う内容となっております。

ページは、3 ページから 10 ページまでの変更となりますが、別冊で第 1 条関係と第 2 条関係のわかるものを添付させていただいております。執行につきましては、附則にありますとおり、平成 28 年 4 月 1 日となりますが、別冊を見ていただければわかるかと思いますが、徴収猶予等に関する件がおおむね第 1 条関係になります。第 2 条関係につきましては、固定資産税にかかわる文言の整理ですとか町たばこ税に係るもののことを規定しております、いずれも附則にありますとおり経過措置を規定する内容を設けているというものであります。

次に、議案第 44 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、壮瞥町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

専決処分は、平成 28 年 3 月 31 日であります。

壮瞥町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例であります。こちらも平成 26 年 6 月 13 日に公布された行政不服審査法が平成 28 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、文言の整理を行うため条例等の一部改正を提案するものであります。

附則にありますとおり、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとなります。

こちらも別紙で新旧対照表をつけておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、議案第 45 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、壮瞥町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

専決処分は、平成 28 年 3 月 31 日であります。

壮瞥町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。こちらも地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令がいずれも平成 28 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、壮瞥町国民健康保険税条例の一部改正を提案するものであります。

改正の内容につきましては、第 21 条の第 2 号と第 3 号のとおり 5 割軽減、3 割軽減の軽減措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更に伴い、保険税の減額の改正となります。

附則として、平成 28 年 4 月 1 日から施行となりますが、適用区分の規定を設けている内容であります。

こちらも新旧対照表をつけておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

議案第 46 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、別紙のとおり専決処分する。

平成 27 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 24 号）。

平成 27 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 24 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 43 億 7,642 万 1,000 円から歳入歳出それぞれ 9,018 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 42 億 8,623 万 3,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 2 条、地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

専決処分は、平成 28 年 3 月 31 日となります。

事項別明細書の歳出からご説明をいたします。29 ページになります。総務費、財政費、財政管理費では財源区分の変更となります。仲洞爺簡易郵便局の取り扱い手数料の減に伴う整理となります。

町有住宅管理費で 95 万 6,000 円の減額となります。壮瞥小学校管理職住宅整備工事の入札執行減の整理となります。

国鉄胆振線代替輸送確保基金費で 16 万円の追加となります。ふるさと納税による整理となります。

地域振興基金費で 966 万 3,000 円の追加となります。ふるさと納税による整理とバドミントン活動に対する指定寄附金 50 万円の整理となります。

国際交流基金費で 12 万円の追加、地域福祉基金費で 17 万円の追加となります。いずれもふるさと納税による整理となります。

企画費で 160 万 4,000 円の減額となります。地域公共交通対策事業の実績による整理と起債額の減少による財源の整理となります。

一般 5 ページ、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費で 380 万円の減額となります。介護保険特別会計繰出金の整理となりますが、長寿健康増進の補助金確定による財源の整理となります。

後期高齢者医療費で 22 万 8,000 円の追加となります。保険基盤安定負担金の確定による後期高齢者医療特別会計繰出金の整理となります。

心身障害者福祉費、障害者自立支援費で 228 万円の減額となります。障害者自立支援給付等事業の扶助費について決算見込みによる整理となります。

衛生費、保健衛生費、温泉管理費で 6,696 万円の減額となります。地熱資源開発調査事業の実績による整理となります。

農林水産業費、農業費、農業振興費では財源区分の変更で、堆肥販売額の減収による財源の整理となります。

農林漁業振興基金費で 67 万 4,000 円の追加となります。ふるさと納税による整理と立ち木売り払い代の増による整理となります。

商工費、観光費では財源区分の変更で、観光振興指定寄附金の減少による財源の整理となります。

土木費、道路橋梁費、道路橋梁維持費で 750 万円の減額となります。除雪経費実績による経費となります。

一般の 6 ページ、下水道費で 270 万円の減額となります。実績により集落排水事業特別会計繰出金の整理となります。

浄化槽費で 196 万 9,000 円の減額となります。合併浄化槽整備事業の実績による整理となります。

住宅費、住宅建設費で 755 万 3,000 円の減額となります。子育て応援住宅整備事業の入札執行減の整理となります。

消防費では財源区分の変更で、消防指令システムデジタル無線整備の事業費減による財源の整理となります。

公債費、元金で 121 万 5,000 円の減額となります。利子で 177 万 6,000 円の減額となります。いずれも実績による整理となります。

給与費で 289 万円の減額となります。人事院勧告等による整理となります。

次に、26 ページの一般 1 ページ、歳入になります。町税、町民税、個人で 149 万 9,000 円の追加となります。法人で 1,603 万 9,000 円の追加となります。いずれも実績による整理となります。

固定資産税で 226 万 5,000 円の追加となります。町たばこ税で 143 万円の追加となります。入湯税で 1,165 万 5,000 円の追加となります。地方消費税交付金で 2,387 万 5,000 円の追加となります。自動車取得税交付金で 267 万 9,000 円の減額となります。いずれも実績による整理となります。

地方交付税で 633 万 5,000 円の減額となります。特別交付税が 1 億 9,366 万 5,000 円と確定したことによる整理となります。

一般の 2 ページ、使用料及び手数料の使用料、土木使用料で 200 万円の減額となります。公営住宅の退去及び収入階層の変動に伴う整理となります。

国庫支出金、国庫負担金、民生費負担金で 44 万円の追加となります。いずれ収入額の確定に伴う整理となります。

国庫補助金、土木費補助金で 41 万 4,000 円の減額となります。実績による整理となります。

道支出金、道負担金、民生費負担金で 17 万 1,000 円の減額となります。こちらは、いずれも額の確定に伴う整理となります。

財産収入、財産売払収入、不動産売払収入で 44 万 4,000 円の追加となります。実績による整理です。

生産物売払収入で 193 万 9,000 円の減額となります。実績による整理です。

寄附金、一般寄附金で 50 万円の減額となります。実績による整理となります。

繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金で 4,792 万 8,000 円の減額となります。予算執行残の整理となります。

一般 3 ページ、諸収入、雑入で 6,596 万 9,000 円の減額となります。いずれも実績による整理となります。

町債、総務債で 280 万円の減額、衛生債で 920 万円の減額、土木債で 580 万円の減額、消防債で 210 万円の減額となります。いずれも起債借入額の変更に伴う整理となります。

給与費明細書を別に添付しておりますので、こちらは後ほどごらんいただきたいと思います。

第 1 表の歳入歳出予算補正につきましては、ただいま説明した内容の再掲でありますので、説明は省略をします。

22 ページ、第 2 表、地方債補正は、いずれも変更で、壮瞥小学校管理職住宅整備事業、限度額 3,500 万円を 3,390 万円に、地域公共交通対策事業、限度額 1,060 万円を 890 万円に、町有泉源管理事業、限度額 980 万円を 60 万円に、子育て応援住宅整備事業、限度額 1 億 2,750 万円を 1 億 2,170 万円に、23 ページ、指令システム及び消防救急デジタル無線整備事業、限度額 3,350 万円を 3,140 万円とするものであります。

次に、議案第 47 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

平成 27 年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）。

平成 27 年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は「第 1 表 歳入予算補正」による。

専決処分は、平成 28 年 3 月 31 日であります。

事項別明細書の歳出からご説明をいたします。39 ページになります。保険給付費、療養諸費、一般被保険者療養給付費では財源区分の変更で、交付額の確定に伴う整理となります。

後期高齢者支援金等、後期高齢者支援金では財源区分の変更で、交付額の確定に伴う整理となります。

38 ページの歳入になります。国民健康保険税、一般被保険者国民健康保険税で 440 万円の減額となります。保険者数の減少に伴う整理となります。

国庫支出金、国庫負担金、療養給付費等負担金で 295 万 8,000 円の追加となります。交付額の確定に伴う整理となります。

国庫補助金、普通調整交付金で 56 万 5,000 円の追加となります。交付額の確定に伴う整理となります。

療養給付費等交付金で 87 万 7,000 円の追加となります。交付額の確定に伴う整理となります。

第 1 表の歳入予算補正につきましては、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略をいたします。

次に、議案第 48 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

平成 27 年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）。

平成 27 年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額4,552万3,000円に歳入歳出それぞれ22万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,575万1,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分は、平成28年3月31日であります。

こちら事項別明細書の歳出から説明をします。45ページになります。納付金、後期高齢者医療納付金で22万8,000円の追加となります。保険基盤安定負担金の確定に伴う整理となります。

歳入では、繰入金、一般会計繰入金、保険基盤安定繰入金で22万8,000円の追加となります。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、ただいま説明した内容の再掲でありますので、説明は省略をいたします。

次に、議案第49号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

平成27年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第4号）。

平成27年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額3億3,980万8,000円から歳入歳出それぞれ1,649万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,331万8,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分は、平成28年3月31日であります。

こちら事項別明細書、歳出から説明をします。53ページになります。保険給付費、介護サービス等諸費で1,649万円の減額となります。実績による整理となります。

51ページ、歳入です。保険料、介護保険料、第1号被保険者保険料で159万円の減額となります。実績による整理となります。

国庫支出金、国庫補助金、調整交付金で300万円の減額となります。実績による整理となります。

支払基金交付金、介護給付費交付金で210万円の減額となります。実績による整理となります。

道支出金、道負担金、介護給付費負担金で440万円の減額となります。実績による整理となります。

52ページ、繰入金、一般会計繰入金、介護給付費繰入金で380万円の減額となります。

基金繰入金で 160 万円の減額となります。いずれも実績による整理となります。

第 1 表の歳入歳出予算補正につきましては、ただいま説明した内容の再掲でありますので、説明は省略をします。

次に、議案第 50 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

平成 27 年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）。

平成 27 年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 1 億 9,783 万 2,000 円から歳入歳出それぞれ 270 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 9,513 万 2,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分は、平成 28 年 3 月 31 日であります。

こちら事項別明細書、歳出から説明をします。59 ページです。集落排水事業費、集落排水総務管理費、集落排水施設管理費で 120 万円の減額となります。執行残の整理となります。

管理型浄化槽事業費、管理型浄化槽総務管理費、管理型浄化槽施設管理費で 150 万円の減額となります。執行残の整理となります。

歳入では、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金で 270 万円の減額となります。

第 1 表の歳入歳出予算補正につきましては、ただいま説明した内容の再掲ですので、説明は省略いたします。

次に、議案第 51 号 壮瞥町ふるさと応援基金条例の制定について。

壮瞥町ふるさと応援基金条例を、別紙のとおり制定する。

こちらは、平成 20 年よりふるさと納税制度を開始し、当初は寄附者が使途指定できる対象を既存の基金のある施策、事業としておりましたが、昨年末の制度改正において既存の基金にない施策、事業についても対象範囲を拡大し、対象以外の分は一時的に地域振興基金に積み立ててきました。制度改正後は、寄附額が大幅に増加しており、今後も増加傾向が期待されることから適切な運用管理が必要となるため、壮瞥町ふるさと応援基金条例の制定を提案するものであります。

この条例は、第 1 条の設置から第 7 条の委任までの 7 条立ての条例としてございます。

附則にありますとおり、この条例は、公布の日から施行するということにしております。

これまでのふるさと応援基金の状況でございますが、平成 26 年度が 23 件で 71 万 4,000 円、平成 27 年度が 619 件で 984 万 3,000 円、平成 28 年度の 4 月、5 月、2 カ月分で 42 件、245 万円となっております。

次に、議案第 52 号 そうべつ情報館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

そうべつ情報館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

こちらは、地方創生交付金を活用したプレハブ冷凍庫の設置が完了し、これから運用を開始することに伴い、その利用料金等について新たに条例に規定する必要があることから、条例の一部改正を提案するものであります。

こちらで別紙で新旧対照表をつけてございますが、条文の中身としましては第 4 条の施設の中にプレハブ冷凍庫の条項を追加すること、第 6 条の使用の承認の欄にプレハブ冷凍庫の規定を設けること、第 3 項に利用できる範囲を定めることとしております。第 4 項に商品についての取り扱いの仕方を規定しております。

別表のところに冷凍庫の使用料ということで、箱の大きさが 3 辺合計が 120 センチまでを年間 1,000 円とすること、3 辺が 120 センチを超えるものについては、200 センチまでを可能としておりますが、年額 1,500 円という定めを設けてこれからは運用していきたいという内容のものでございます。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するということで予定しております。

次に、議案第 53 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について。

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更する。

こちらは、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、北空知学校給食組合が平成 27 年 11 月 30 日をもって解散したことによる別表第 1 及び別表第 2 を改正する内容のものであります。

附則として、この規約は、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により総務大臣の許可の日から施行するという内容でございます。

議案第 54 号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について。

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合規約を別紙のとおり変更するものです。

こちらで北空知学校給食組合が平成 27 年 11 月 30 日をもって解散したことにより規約の一部を変更するものであります。また、あわせて組合規約の字句等の表現の整理と別表表記の改正をあわせて行う内容となっております。

こちらで附則にありますとおり、総務大臣の許可の日から施行するという内容となっております。

次に、議案第 55 号 平成 28 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 2 号）についてであります。

す。

平成 28 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 37 億 6,839 万円に歳入歳出それぞれ 2 億 2,127 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 39 億 8,966 万 3,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 2 条、地方債の廃止は、「第 2 表 地方債補正」による。

こちら事項別明細書、歳出から説明をします。79 ページです。総務費、総務管理費、一般管理費で 55 万円の追加となります。役場庁舎等維持管理経費とありますが、庁舎空調機器のうち電算機用機器の故障により修繕経費に計上となります。

無線放送施設費で 40 万円の追加となります。防災下久保内の不調対応のためアンテナと同軸ケーブルの修繕経費の計上となります。

財産管理費で 250 万円の追加となります。蟠溪地区国道 453 号改良工事に伴う支障物件除却工事費の計上となります。除却補償費につきましては、現在未確定のため確定後の予算計上処理となります。

財政費、ふるさと応援基金費で 865 万 3,000 円の追加となります。昨年 12 月以降にふるさと納税され、地域振興基金に一時的に積み立てしていた分をふるさと応援基金に振りかえるものとなります。この内訳としましては、ケミヤルヴィ市との交流に 11 万円、農産物づくり、特産品開発に 112 万円、子供、子育て支援に 294 万円、北の湖記念館に 32 万円、火山との共生、安全管理に 20 万円、景観や環境保全に 63 万円、昭和新山雪合戦に 22 万円、自治体にお任せとして 311 万 3,000 円となっております。

戸籍住民基本台帳費で 20 万円の追加となります。現在臨時的措置として運用しておりますマイナンバーカードの交付場所を確保するため、庁舎内の一部を仕切るパーティションの設置に係る経費計上となります。

一般 4 ページ、企画費で 392 万 3,000 円の減額となります。地域情報通信基盤整備事業では、久保内小学校付近の北電柱立てかえに伴う光ケーブルのかけかえに要する経費計上と道道洞爺湖登別線弁景地区の N T T 柱の支障移転工事に伴う光ケーブル撤去、新設に要する経費計上となります。支障物件にかかわる工事は補償対象となりますが、現在内容等が未確定のため確定後の補償費の予算計上処理を予定しております。行政情報システム運用管理事業では、さきに説明した道道洞爺湖登別線弁景地区の N T T 柱支障移転工事に伴う内容と同種でございますが、地域イントラに係る経費計上となります。定住促進、まちづくり推進事業では、平成 27 年度補正予算として可決され、平成 28 年度に繰り越しの地方創生加速化交付金充当事業について平成 28 年度当初予算に計上していた関係で重複していることから、一般財源の当初予算分 692 万 3,000 円を減額するものであります。また、U I J ターン合同企業説明会委託料が当初予算計上時に定住自立圏 U I ターンフェア負担

金としておりましたが、その後の関係市町協議により運営方式が変更されたことにより科目の変更を行うものであります。なお、当初3事業者分を想定しておりましたが、町内参加事業者の増加が想定されていることから5事業者分を予算計上しているものであります。

民生費、児童福祉費、児童措置費で327万2,000円の追加となります。保育及び子育て環境整備事業では、臨時保育士等賃金の追加となります。こちらは、大変申しわけございませんが、当初予算を査定の際に保育所嘱託職員等の人件費の調整を数度にわたって補正してきた経緯の中で、パート職員3人分の賃金計上の積算が漏れていたことが判明したことによる予算の追加計上となります。今後このような事態が起こらないように十分注意をしていきたいと思っておりますので、ご容赦いただければと思います。大変申しわけございません。子どもセンターにAEDの配置がなされていないため、緊急時の体制を構築することから借り上げ料の経費計上をするものとなります。

一般5ページになります。臨時福祉給付金給付費で297万円の追加となります。平成28年度の国の制度として実施する臨時福祉給付金事業に係る予算計上となります。現在想定している対象者は約850人です。

低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金給付費で180万円の追加となります。想定される対象者は60人です。

衛生費、保健衛生費、廃止鉱山鉱害防止費で7,700万円の追加となります。自家発電機の更新など今後財源留保改善見込みによる経費計上となります。

温泉管理費で1億600万円の追加となります。地熱エネルギー維持管理経費では蟠渓地区の河川泉源の平成17年度設置のポンプ老朽化に伴うポンプ更新のための予算計上と地熱資源開発調査事業では黄渓地区の地熱資源調査に係る予算計上となります。こちらは、JOGMECの調査事業費助成金の採択を受けて実施するものであります。

一般の6ページになります。農林水産業費、農業費、農業振興費で1,149万4,000円の追加となります。経営所得安定対策直接支払推進事業と環境保全型農業直接支援対策事業、人・農地問題解決加速化支援事業は、事業実施に伴う事務費の予算計上となります。経営体育成支援事業は、国費事業の間接補助となります。人・農地プランに定める地域の中心的経営体を対象として、事業費の約3割が補助されますが、4つの経営体が対象となります。今回の事業予定額は5,180万1,000円です。内容は、3経営体がトラクターを、1経営体がコンバインの導入を予定していると聞いております。

農地費で518万6,000円の追加となります。農地一般事業は、立香第2頭首工が冬期間の凍害によるコンクリート損傷が発見され、水田耕作の取水に影響が出ることから既定の予算で緊急対応したところであり、このため今後行う修繕箇所の修繕費が不足するため予算計上するものであります。多面的機能支払事業では、国の制度に基づく農業者等の実施団体等に対する指導等人件費の計上となります。農業基盤整備促進事業では、上久保内地区農業用排水路の補修工事について道補助金の事業採択を受け、予算計上をするものであります。補助率は55%を想定をしておりまして、延長40メートルについて予定をし

ております。

一般の 7 ページになります。商工費、商工業振興費で 660 万円の減額となります。平成 27 年度補正予算として可決され、平成 28 年度に繰り越しの地方創生加速化交付金充当事業について平成 28 年度当初予算に計上していた関係で重複していることから、一般財源の当初予算分を減額するものであります。

観光費で 209 万 8,000 円の減額となります。先ほどの説明と同様に地方創生加速化交付金充当事業について当初予算に計上した部分が重複していることから、一般財源の当初予算分 300 万 2,000 円を減額するものであります。洞爺湖園地等管理事業では、園地内に設置している 10 基のベンチについて老朽化により使用が困難、または危険な状況が確認されたため撤去に要する予算計上となります。そうべつ情報館運営事業のうち保険料は、平成 27 年度末に設置をしましたプレハブ冷凍庫の稼働に伴い、火災保険料と賠償責任保険に加入するための予算計上となります。

土木費、土木管理費、土木総務費で 1,385 万 7,000 円の追加となります。民間大規模建築物耐震改修事業では、国の制度に基づく民間大規模建築物の耐震補強設計事業に係る予算計上となります。

一般の 8 ページになります。水道費で 1 万 2,000 円の追加となります。簡易水道事業特別会計への繰出金となりますが、久保内地区の民地内に設置している水道配水管路敷地の賃借料について地権者から料金値上げの申し入れがなされたことによる予算計上となります。

次に、歳入になります。77 ページ、一般の 1 ページ、国庫支出金、国庫補助金、民生費補助金で 477 万円の追加となります。臨時福祉給付金事業補助金と低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金事業補助金となります。

土木費補助金で 346 万 4,000 円の追加となります。社会資本整備総合交付金とありますが、民間大規模建築物耐震設計事業に係るものとなります。

道支出金、道補助金、農林水産業費補助金で 1,379 万 1,000 円の追加となります。経営所得安定対策事業補助金から農業基盤整備促進事業補助金までの 6 項目にわたる補助金となります。

土木費補助金で 692 万 8,000 円の追加となります。民間大規模建築物耐震事業費補助金となります。

委託金、衛生費委託金で 7,700 万円の追加となります。幌別硫黄鉱山坑廃水処理業務の委託金となります。

繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金で 316 万 7,000 円の追加となります。

地域振興基金繰入金で 865 万 3,000 円と追加となります。

一般の 2 ページ、諸収入の雑入で 1 億 500 万円の追加となります。黄溪地区地熱資源開発調査事業に係る助成金となります。

町債の商工債で 150 万円の減額となります。地方創生加速化交付金対象事業として冬季

アジア札幌大会雪合戦関連事業が決定されたことによる整理となります。

給与費明細書につきましては、後ほどごらんいただきたいと思います。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、ただいま説明した内容の再掲でありますので、説明は省略いたします。

74 ページ、第2表、地方債補正につきましては、廃止で冬季アジア札幌大会雪合戦関連事業、限度額 150 万円となります。

次に、議案第 56 号 平成 28 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について。

平成 28 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 1 億 3,800 万円に歳入歳出それぞれ 1 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 3,801 万 2,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書の歳出からご説明をいたします。90 ページになります。総務費、総務管理費、維持費で 1 万 2,000 円の追加となります。維持費で、久保内地区の民地内に水道の配水管を布設しておりますが、地権者から土地借り上げ料の値上げの申し出がされたことによる予算計上となります。

歳入では、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金で 1 万 2,000 円の追加となります。

第 1 表の歳入歳出予算補正につきましては、ただいま説明した内容の再掲ですので、説明は省略いたします。

議案第 57 号 平成 28 年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について。

平成 28 年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 2 億 1,360 万円に歳入歳出それぞれ 600 万円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 1,960 万円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 2 条、地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

こちらでも事項別明細書、歳出から説明をします。96 ページになります。集落排水事業費、集落排水施設費、集落排水整備費で 600 万円の追加となります。集落排水整備費のうち壮瞥地区農業集落排水処理施設機能強化対策工事となります。上澄み水の排出装置開口部の改良等を行うものであります。

歳入では、国庫支出金、国庫補助金で 300 万円の追加となります。

町債、集落排水債で 300 万円の追加となります。

第 1 表の歳入歳出予算補正につきましては、ただいま説明した内容の再掲でありますので、

で、説明は省略をします。

93 ページ、第2表、地方債補正につきましては、変更で、農業集落排水機能強化事業、限度額3,400万円を3,700万円とするものであります。

次に、報告第1号 平成27年度壮瞥町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

第1回定例議会、第2回臨時議会で議決をいただいていた地方創生関連を含めた補正予算などタウンプロモーション事業ほか11件、合計7,390万3,000円について年度内には事業執行することが時間的にできないことから、それぞれ繰越額の範囲内で平成28年度に使用する歳出予算経費として繰り越しを行いました。したがって、繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものであります。

次に、報告第2号 平成27年度壮瞥町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてであります。

菅原川護岸整備工事について当初工期を2月15日から3月30日として進めていたところ、護岸構造物と水道管が接することが判明したため、本工事を休止し、水道管の切りかえが必要となったこと、また雨と雪解けによる河川の増水などの悪条件が重なり、工期内完成が見込めないため、工期を4月28日まで延長せざるを得ないと判断し、事故繰り越しとしたものであります。したがって、事故繰越し繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により議会に報告するものであります。

以上が今定例会に提出いたします議案の内容であります。よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

以上で説明を終わります。

○議長（松本 勉君） これにて提案理由及び内容についての説明を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（松本 勉君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

6月17日の議事日程は、当日通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 1時59分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

平成２８年壮瞥町議会第２回定例会会議録

○議事日程（第２号）

平成２８年６月１７日（金曜日） 午前１０時００分開議

- 日程第 １ 会議録署名議員の指名
- 日程第 ２ 議案第４３号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 ３ 議案第４４号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 ４ 議案第４５号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 ５ 議案第４６号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 ６ 議案第４７号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 ７ 議案第４８号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 ８ 議案第４９号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 ９ 議案第５０号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第１０ 議案第５１号 壮瞥町ふるさと応援基金条例の制定について
- 日程第１１ 議案第５２号 そうべつ情報館設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例の制定について
- 日程第１２ 議案第５３号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第１３ 議案第５４号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更につい
て
- 日程第１４ 議案第５５号 平成２８年度壮瞥町一般会計補正予算（第２号）
について
- 日程第１５ 議案第５６号 平成２８年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予
算（第１号）について
- 日程第１６ 議案第５７号 平成２８年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予
算（第１号）について
- 日程第１７ 報告第 １号 平成２７年度壮瞥町一般会計繰越明許費繰越計算
書の報告について
- 日程第１８ 報告第 ２号 平成２７年度壮瞥町一般会計事故繰越し繰越計算
書の報告について
- 日程第１９ 選挙第 １号 選挙管理委員及び同補充員の選挙について
- 日程第２０ 議員の派遣について
- 日程第２１ 各委員会の所管事務調査について

○出席議員（９名）

1 番	佐 藤	忖 君	2 番	菊 地	敏 法 君
3 番	毛 利	爾 君	4 番	森	太 郎 君
5 番	真 鍋	盛 男 君	6 番	加 藤	正 志 君
7 番	高 井	一 英 君	8 番	長 内	伸 一 君
9 番	松 本	勉 君			

○欠席議員（０名）

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した人

町 長	佐 藤 秀 敏 君
副 町 長	杉 村 治 男 君
教 育 長	田 鍋 敏 也 君
会計管理者	小 松 正 明 君
総務課長（兼）	作 田 宏 明 君
企画調整課長	庵 匡 君
税務財政課長	上 名 正 樹 君
住民福祉課長	小 林 一 也 君
経済環境課長（兼）	阿 部 正 一 君
商工観光課長	齊 藤 英 俊 君
建設課長 工	藤 正 彦 君
生涯学習課長	山 本 貴 浩 君
選管書記長（兼）	作 田 宏 明 君
農委事務局長（兼）	阿 部 正 一 君
監委事務局長（兼）	齋 藤 誠 士 君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼）	齋 藤 誠 士 君
---------	-----------

◎開議の宣告

○議長（松本 勉君） これより本日の会議を開きます。
（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（松本 勉君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎発言の訂正

○議長（松本 勉君） 昨日の第2回定例会1日目の日程第6中、議案第45号の提案理由説明につきまして一部誤りがありましたので、改めて副町長より説明をいたします。

副町長。

○副町長（杉村治男君） 大変申しわけございませんが、昨日の議案第45号 専決処分の承認を求めることについての壮瞥町国民健康保険税条例の一部改正の提案理由の説明の中で保険税の減額という言葉を表現として使っておりました。このことが納税者に対して誤解を招く可能性がありますので、改めて説明をし、訂正をさせていただきたいと思います。

このたびの改正の内容につきましては、議案書16ページの一部改正条例の提案の内容と同様になりますが、第21条の第2号、第3号の表記のとおり、5割軽減、3割軽減の減額措置に係る軽減判定所得の算定の変更に伴う改正ということになりますので、改めて説明をし、訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松本 勉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において

3番 毛利 爾君 4番 森 太郎君

を指名いたします。

◎議案第43号

○議長（松本 勉君） 日程第2、議案第43号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） これにて質疑を終結いたします。

これより議案第43号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 43 号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第 44 号

○議長（松本 勉君） 日程第 3、議案第 44 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 44 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 44 号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第 45 号

○議長（松本 勉君） 日程第 4、議案第 45 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 45 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 45 号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第 46 号

○議長（松本 勉君） 日程第 5、議案第 46 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。最初に、事項別明細書、歳出全体について受けます。一般４ページから一般６ページまで。

１番、佐藤 恣君。

○１番（佐藤 恣君） 理解を深める上で、総務費の５番目、地域振興基金費についてお尋ねしたいと思います。

今回こちらのほうに基金を積み立てるのですけれども、その内訳を見ますとその他５０万とありまして、予算説明の中では指定寄附ですと、そしてバドミントン振興事業に使ってくださいということで説明がありましたけれども、この寄附者の方は、お名前はよろしいのですけれども、町内の方か、または町外の方か、これについて１点目。

そして、何か聞くとところによるとこの方は今までにもこのように寄附をされているということを聞いているのですけれども、多額の寄附をされていると聞いているのですけれども、今までの善意のこの寄附についてあわせて伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） ご答弁申し上げます。

まず、１点目の寄附者の方が町内か、町外かということでございますが、町内の方でございます。そして、この方は、いろいろと調べてみますと２３年から２７年にかけて４件ほど寄附をされているという形でございます。

○議長（松本 勉君） ほかにございませんか。歳出、４ページから６ページまで。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、歳入全体について、一般１ページから一般３ページまで。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、条文及び補正予算全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第４６号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第４６号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第４７号

○議長（松本 勉君） 日程第６、議案第４７号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 47 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 47 号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第 48 号

○議長（松本 勉君） 日程第 7、議案第 48 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 48 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 48 号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第 49 号

○議長（松本 勉君） 日程第 8、議案第 49 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 49 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 49 号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認する

ことに決定いたしました。

◎議案第 50 号

○議長（松本 勉君） 日程第 9、議案第 50 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 50 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 50 号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第 51 号

○議長（松本 勉君） 日程第 10、議案第 51 号 壮瞥町ふるさと応援基金条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 51 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 51 号 壮瞥町ふるさと応援基金条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 52 号

○議長（松本 勉君） 日程第 11、議案第 52 号 そうべつ情報館設置及び管理に関する

条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

4 番、森太郎君。

○4 番（森 太郎君） 情報館のプレハブ冷凍庫設置ということでございますけれども、このプレハブ冷凍庫を設置したことによって冷凍庫にはどのような内容のものが保管されるのか、その辺について詳しく説明願いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

情報館裏にプレハブ冷凍庫を設置いたしまして、まず入れるものということでございますが、これまで商工会を中心に奥洞爺事業で開発してまいりましたジオあんまん、ジオまん、あるいはダークホースカボチャのペースト、こういったものが今現在入ってくるものということで想定しております。それから、今後特に従前から要望もありまして、フレッシュプラザのほうでいろいろな商品開発を進めておりますが、これまで冷凍できる施設がなかったためにそういった商品を開発できなかったというご相談もありましたので、今後フレッシュプラザ等で開発される冷凍を要する特産品、こういったものが入ってくる予定でございます。

以上です。

○議長（松本 勉君） 4 番、森太郎君。

○4 番（森 太郎君） 内容については理解しました。

それで、この施設管理については、恐らく指定管理者であるフレッシュプラザであるのかなと思うのですが、これでプレハブ冷凍庫の使用料も今回つけ加えられておりますけれども、この使用料については町のほうに直接入る財源となるのか、ならないのかという部分についてお伺いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

ただいまの質問に対しましては、一応これは指定管理者の収入として整理したいと考えております。といいますのは、まずこのプレハブ冷凍庫を管理していただくということで、フレッシュプラザのほうにはその管理委託料分が発生いたします。常々フレッシュプラザ以外のものも入ってまいりますので、その出し入れですとか商品の維持管理、棚卸し等が入ってまいりますので、そういったものの年間の委託料を積み上げまして、さらにこの庫内の許容量を計算いたしまして、おおむね収入として年間 20 万ぐらいが見込めるということと、それから管理委託料がほぼ 20 万ということで相殺される金額ということになりましたので、この使用料の収入につきましては指定管理者の収入とするということで整理したいと考えております。

以上です。

○議長（松本 勉君） 1 番、佐藤恣君。

○1 番（佐藤 恣君） 今森議員からも質問ありましたけれども、この内容を見ますと利用できるのは町内の事務所のある法人だとか団体、個人という言葉を使っているのですけれども、この個人の定義、個人の利用となるとどんなことを想定しているか最初にお聞きしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

この個人と入れましたのは、積極的な意味があるということではないのですけれども、例えば個人事業主として一定の特産品開発をして、冷凍を要するような商品を開発された方を排除することはできないということを想定いたしまして、一応この法人以外にも個人という受け入れの可能性をここに盛り込んでいるということでございます。

○議長（松本 勉君） 1 番、佐藤恣君。

○1 番（佐藤 恣君） そうしますと、個人の場合は、あくまでも個人がつくって、それを販売するというのが前提になってくると理解していいのですか。

○議長（松本 勉君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

おっしゃるとおり、個人事業主が特産品等を開発して、継続的に生産、販売をしていくというようなもののみを対象にしたいと思ひまして、逆に言えば一時的に個人的なものを保管するというものは当然許可しないものと考えております。

以上です。

○議長（松本 勉君） 1 番、佐藤恣君。

○1 番（佐藤 恣君） 私は、家庭生活でも菜園からとったものを冷凍して、そして保存している方は結構いると思うのです。けれども、家庭においては冷凍庫も小さくて、保存できないことも生じてくると思ひます。そういう場合に私は個人の方にも料金を払って使用できる方策はとれないかなと、そんなこと考えたものですから、例えばその中にこういう言葉あります。商品という言葉使っているのですけれども、私は商品でなくて物品だとかそういう言葉に置きかえていくことによって個人の方も利用できるのではないかな、そういうことを考えてみました。商品というと、よくテレビなどでも何か紹介するときにはすぐ広辞苑という言葉を使っております。広辞苑というのは、日本で最大と言ったらおかしいのですけれども、大きな国語辞典です。それを見ると、このように書いてあります。商品は、商売の品物、売買の目的物たる財貨、こんなふうに表現しているのですけれども、私は個人の方が家庭生活上の改善等でそういうものをつくった場合にそこを利用させていただくような方策をとっていただきたいなど。そして、商品でなくて品物、または物品というような言葉に置きかえてやることも必要ではないかなといろいろ考えてみました。

3 回しか質問できませんね。それで、続けてもう一点聞きたいのですけれども、別表で年間使用料、年間 1,000 円だとかそういう言葉を使っておりますけれども、私は 1 年単位でなくて、例えば 6 カ月、12 カ月というような 2 段階くらいの料金設定があってもいいの

でないかなと、そんなこと考えておりますけれども、この点どのようにお考えになるか。

さらに、まだ私たちはこの完成した冷凍庫を見ておりません。中がどのようなになっているかわかりませんが、この条例の文面をおかりすると1箱で、1つの箱で3辺、縦、横、高さですか、この3辺が120センチまでのもの、これは収納というか、そこに入れること可能ですけれども、その3辺が120センチの箱の場合、現在設置している冷凍庫には何箱ぐらい入るのかなと。それが1点目。

それから、200センチ以上のものは受け付けませんよ、不可ですよという言葉も使っておりますけれども、例えば199としますと、3辺の合計が199の箱の場合は現在の施設でどの程度格納できるのか。

それから、もう一点、利用できるのは法人だとか団体だとかということで表現しておりますけれども、この施設その団体の方が自分たちで設置することは大変高額で、設備投資は大変だということで、その法人や団体が独占とは言いませんけれども、占有されることを私は心配したのです。そういう面で、そのようなことが発生してから考えるのではなくて、発生する前に1法人だとか1団体が利用できる最大容量というのですか、容量というか、指定している箱で最大何箱ぐらい利用できるかということも考えておくことが必要でないかと思うのですけれども、このことについて、たくさん言いましたけれども、どのような考えを持っているか伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

まず、1点目は、議員のご意見だったかと思いますが、現在のところこの冷凍庫につきましては、農商工連携事業の一つのツールとして導入したという意義を考えておりまして、あくまで特産品開発をされ、それを継続的に生産、販売される業者、あるいはその方が個人という場合もあるかと思いますが、そういう方の限定の使用と考えておりまして、一般的な個人の方がご自宅のものを冷凍したいという場合に対応するというところまでは現在のところ考えておりません。

それから、2点目です。この期間の設定の問題でございますが、これも今申し上げたことと関連いたしますが、やはり一般的な事業を計画的に運営されているという場合には年単位の計画というものになるかと思いますが、今のところ1年間幾らという設定にしたいと考えておりますが、何分これも初めてのケースでございますので、この1年間という設定に今後問題が生じてくるようであれば見直し等も考えていきたいと思っております。

それから、3点目のご質問でございますが、3辺の合計120センチまでの荷物がどれぐらい入るかということでございますが、これにつきましてはそのまま中身を全て埋める場合に大体2,000個程度のものが入ってまいります。ただし、当然運用的には通路があったり、棚を設置したりということがありますので、大体一般的な稼働使用というのが大体200個程度ということで、1割程度ということで考えております。

それから、もう一つの質問で 200 センチ未満といいますか、199 センチのものでどれぐらい入るのかということになります。これについては正確な計算はしておりませんが、先ほど申し上げたものの半分近くになるのかなというふうに考えておまして、そうすると箱数で 100 個から、ちょっと頑張っても 110 とか 120 ぐらいの個数になろうかと考えております。

それから最後に、使える団体の制限等の問題もありますが、こちらなるべく 1 団体の独占ということにはしたくはありませんけれども、現在のところ先ほど申し上げましたように運用でどれぐらいの利用者が発生するのかということ見えておりませんので、これも当面まずこちらを使いたいという団体を募集いたしまして、その利用状況等を見まして今後の検討課題としたいと思います。

以上です。

○議長（松本 勉君） 7 番、高井一英君。

○7 番（高井一英君） この冷凍庫、管理の関係なのですが、特産品開発で出てきたものをフレッシュプラザさんが管理することなのですけれども、出し入れってあると思うのです。その出し入れのときにフレッシュプラザさんが立ち会いのもとで入出庫の関係確認していただけるような形になる環境をつくるのか、それとも個人が鍵を借りて入れて、そして自分で管理するという形になるのかというのが 1 点と、あと 1 箱年間 1,000 円という形になりますので、多分ずっと 1 年間そこに入っているということではないと思うので、出入りありますよね。そうやってなった場合に箱数に応じて 1 カ月入っても、1 年間入っても同じ金額という形になるのか、その辺どうなのでしょう。

○議長（松本 勉君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

まず、管理の方法につきましては、こちらは管理を委託するフレッシュプラザの職員立ち会いのもと出し入れをするという形をお願いしたいと考えております。

それから、利用料金の考え方については、これはあくまで年間 1,000 円ということでございまして、まず入れた段階で 1,000 円が発生することになりますので、おっしゃられたとおり、1 カ月で出しても 1,000 円かかってしまうということになってまいります。ある程度、先ほど申し上げましたとおり、そういった特産品開発の事業を継続的、計画的に行う場合は、こういった値段設定でも問題ないという旨はいろいろな調査で聞いておりますので、その金額が妥当だと現在考えております。

○議長（松本 勉君） 6 番、加藤正志君。

○6 番（加藤正志君） 今の高井議員の質問に対してまた関連して聞きたいのですけれども、今の答弁の中で、年間契約でやりますよね。まず、一回入れますと、そして 1,000 円が発生すると、そこで徴収をすると。しかしながら、継続してまた入れる場合はまた 1,000 円かかるということでは、その業者さんが例えば 1,000 円払って、そして 1 カ月後出すと、その分また追加で冷凍したいということで入れたときにまたそれが 1,000 円が発生するの

か。そのたびたび発生するかという部分が１点と、もう一点は今フレッシュプラザさんが受託しますが、年間約 20 万ぐらいかかる、使用料が発生すると。それが利益としてなっているわけですが、経費もおよそ 20 万かかるというふうに説明いただきましたけれども、もし今後修繕的なものが発生したときに、それはどこが請け負うのかという部分もお伺いしておきたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

まず、１点目のご質問に対しましては、おっしゃられるとおり、途中でその商品を出し、また追加で入れるという場合にもそこに 1,000 円がかかってまいりますので、常に入れた段階で 1,000 円が発生すると考えていただいて間違いのないかと思います。さらに、それが一度入れた商品が 1 年間ずっと入っていた状態で 1 年間を経過すれば、また次の 1 年の 1,000 円をいただくというような計算で考えております。

それから、２点目のご質問でございますが、メンテナンス等発生いたしました場合には、これは現在のフレッシュプラザとの指定管理の協定に基づいて行うということでございまして、50 万円以内の修繕等につきましては指定管理者の責任において負担していただくと。それを超えるものについては、町のほうで負担するというような協定に基づいてやっていきたいと考えています。

以上です。

○議長（松本 勉君） ６番、加藤正志君。

○６番（加藤正志君） 理解はさせていただきました。

１番目の質問に対してちょっと疑問が残るのですけれども、一回入れて 1,000 円を徴収すると。そして、翌月入れようとしたときまた 1,000 円発生すると。果たしてそうだと利用者はすごく高くかかるような計算になると思うのです。負担が多いのかなという感じするので、個人的云々なら 1,000 円なら 1,000 円で 2 カ月なら 2 カ月、その期間内で利用ができるというような考え方、例えば 2 カ月でも 1 カ月でもいいのですけれども、そのほうが使用する側にとっては負担の軽減になるのかなと。その都度、その都度入ると、町内業者さんが主だと思うのです。例えば今ジオまんとかそういうものを預ける方がいるというふうに聞かせていただきましたけれども、その都度、その都度入れ、夏場なんかは特に、冬ですか、利用するときに期間的に置くと使用をするときには常に出入りするときにそのたびそのたび 1,000 円となると、使用する側には相当の負担が多く発生するように感じると私は個人的に思います。それで、言いたいのは、例えば 1 カ月なら 1 カ月とか、1,000 円払うと 2 カ月なら 2 カ月間はその部分は使用軽減というのですか、利用者にとっての軽減策をもう少し考えてみてはいかがかと思っておりますけれども、その辺に対してどう受けとめか改めて確認してみたいと思います。

○議長（松本 勉君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 34 分

再開 午前10時35分

○議長（松本 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

私の説明が悪かったのかもしれませんが、例えば3辺120センチの箱1箱について1,000円ということでございますので、この中に当然例えばアイスクリームでしたら何十個かの商品が入っているということになります。ですから、その箱の中身の例えば10個単位の出し入れというのは、それは当然無料といいますか、もうお金はいただいておりますので、それは無料で行っていただいていいということになります。ただし、箱単位で入ってくる場合は、その時点で1,000円が発生するということになりまして、今のところリサーチした利用想定団体からすると年間1回転あるいは2回転ということになりますので、例えば年間1回20箱入ってくると、そこで料金が発生して、そこで利用に応じて何箱か途中出ていくというパターンになってまいりますので、例えば年間何十回も出すのは発生するでしょうが、入れるほうは何十回も発生するということは想定していない。年間1回か2回、何十箱どんと入ってくるというようなパターンを想定しておりますので、このような利用料金の設定になっております。

以上です。

○議長（松本 勉君） 6番、加藤正志君。

○6番（加藤正志君） 最後にお伺いしたいのですけれども、これ管理して出し入れがあって、管理している中でもし欠品とか何かいろいろな問題が生じたときにどこがこれに対しての責任を負うのか、その辺だけお伺いしておきたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

これを運用するに当たりまして、後ほどの補正予算の審議の中にも出てまいります、保険を掛けておりまして、中身に対するそういった欠品ですとか、あるいは何らかの理由で電気が切れて中身のものが全てだめになったという場合にはその保険にて対応するということを考えておりますので、その保険については町で掛けまして、それで対応するということになっています。

以上です。

○議長（松本 勉君） 3番、毛利爾君。

○3番（毛利 爾君） 1つだけ聞きたいのですが、冬場はいいのですけれども、夏場、それも30度前後とかの場合に出し入れしますよね。ドアをあけるところには多分エアカーテンはついていると思うのですが、それがあがる程度出入りしたときにでもどの程度の温度が保たれるような設計になっているのでしょうか。それをお聞きしたいのですが。

○議長（松本 勉君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（齊藤英俊君）　ご答弁申し上げます。

確かに夏場等温度が上がったりということも想定されますけれども、今運用の中で設定しようとしている温度というのがアイスクリーム等が入らない場合はマイナス 20 度、アイスクリーム等が入ってくればマイナス 25 度ということで設定を考えております。当然その温度に設定しますと、もし出入り等で温度が上がればその機械自体が判断して、力をかけて動いて温度を下げていくということになりますので、当然夏場等はその稼働率が高くなると思いますが、一定の温度を保って運用できるかと考えております。

以上です。

○議長（松本　勉君）　3 番、毛利爾君。

○3 番（毛利　爾君）　今聞いたらアイスクリーム等を入れてマイナス 25 度の設定で、出入りするときに温度が上がります。今度下がるまでにある程度時間かかります。私が冷凍庫を利用していたことから感じますと、温度ちょっと高いのではないかなと思われそうですが、これは一回一年通してやってみてもいいかと思うけれども、私は温度がマイナス 25 度は高いと思われるので、後ほど検討していただきたいと思います。

以上です。

○議長（松本　勉君）　答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（齊藤英俊君）　ご答弁申し上げます。

マイナス 25 度設定ということで、アイスクリームが入る場合と申し上げましたが、一応これはメーカーのほうから指示された温度ということになります。当然その運用をしている段階で、これでちょっと設定温度が高いのではないかという状況が見受けられれば、設定温度がたしかマイナス 37 まで設定できるはずですので、下げるような運用を考えたいと思います。

以上です。

○議長（松本　勉君）　ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本　勉君）　これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本　勉君）　討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 52 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本　勉君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第 52 号　そうべつ情報館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 53 号

○議長（松本 勉君） 日程第 12、議案第 53 号 北海道市町村総合事務組合理約の変更についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 53 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 53 号 北海道市町村総合事務組合理約の変更については原案のとおり可決されました。

◎議案第 54 号

○議長（松本 勉君） 日程第 13、議案第 54 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 54 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 54 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更については原案のとおり可決されました。

◎議案第55号

○議長（松本 勉君） 日程第14、議案第55号 平成28年度壮瞥町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。最初に、事項別明細書、歳出についてページごとに受けます。一般3ページから。

4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） 総務管理費、財産管理費の蟠溪町有物件除却工事の内容について詳しく説明願いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） ご答弁申し上げます。

この除却工事につきましては、蟠溪市街地の部分で国道453号が拡幅の用地取得をするという形の中に当町の管理の建物が存在しており、平成28年5月20日付で移転の依頼を受けているところでございまして、そのものを除却するという工事でございます。ちなみに、木造2階建ての108平米の住宅を除却する予定でございます。

以上です。

○議長（松本 勉君） 4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） この施設なのですけれども、国道453の拡幅工事に付随するものということになると思うのですが、除却することによって当然開発さんの補償が発生すると思うのですが、今予算では見ていないように思うのですが、その辺についてはどのような形になるか説明願いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） ご答弁を申し上げます。

先ほど申したように、開発建設部の用地課からの除却依頼、移転依頼という形でございますので、最終的には補償費が出るという形になってございますが、額が確定していないことから今回は一般財源で充当してございます。その後、開発さんのほうで補償費として額が確定した時点で財源入れかえをしたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（松本 勉君） 8番、長内伸一君。

○8番（長内伸一君） 財政費のふるさと応援基金費の部分の中で、先ほど可決されました条例のところでもよかったかもしれませんが、理解を深める上でここで質問させていただきたいと思います。

ふるさと納税の部分では想定を超える形で、取り組みのシステム、仕組みも変えて、民間の力をかりて非常に伸びている、想定以上に伸びている。これは全国的な傾向でもあると聞いておりますけれども、そういう部分の中で独立して基金として積んで運用していくというのは、私もそれは必要なことなのかなと思っております。その申し込みの納税とい

いますか、ふるさと納税をするときに、説明がありましたけれども、使途というか、そういう部分の希望をとって、そして納めていただいていると。お任せというのが370万円ということで、お任せが多いのでしょうかけれども、使途という部分の中で希望を聞いていると。この辺の部分の基金としての積む際のどういう仕組みの中でそれが積み立てされていくのかという点と、それからそれが例えば毎年度ではなくて、それに運用するときには一定の基準の中でその使途の指定があった部分を予算の中で使われていくという一つのルールというのを定める予定があるのか。

それから、3点目は、その使途を希望した納税していただいた人にどういう形で使われたというような報告等をする予定はあるのか、この辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、企画調整課長。

○企画調整課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

まず、1点目の使途を指定された場合の流れということになりますが、今回は3月末に基金がなかったもので、地域振興基金に一回積んでいると。今回ふるさと納税用の基金をつくったので、そちらに振りかえると。今振りかえたのは27年度中にいただいたお金ですので、基本的には28年度中の事業に充当していくという考え方です。ただ、自治体にお任せというものもあったり、使途がばらばらとしているところもあるので、今回はまずは基金のほうに積みますが、本年度中にそれぞれの使途に沿ったどの事業に入れるかということの関係課と調整をして、確定をして、実際に充当していくという予定でございます。今後についても基本的には前年度にいただいた寄附額を翌年度の事業に充当していく、そういうことを繰り返していくというような考え方で現状ではいます。ただ、まちによっては、毎年度消化するだけではなくて、例えば特定の何かの事業を決めて、その事業にずっと続けていくだとかというやり方をしているところもあるようなので、今後についてはそういった多角的な使い方を含めて検討していきたいというふうに思います。

それから、3点目の納税者の方への報告ということでございますが、今申し上げたような状況なので、使途はお聞きをして基金にとりあえず積んだと。それを何の事業に使うかというのはこれから調整をしていくので、決定次第各納税者の方には皆さんの善意のお金はこういう事業に使われましたという報告はしていきたいというふうに思います。一応今のめどとしては、10月ごろという予定であります。その際に納税者の方にお礼の報告をすると同時に、今年度のふるさと納税の返礼品のメニューも一緒にご送付をさせていただいて、お礼かたがた今年度もよろしく願いますと、そんなようなご案内をしていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（松本 勉君） 8番、長内伸一君。

○8番（長内伸一君） わかりました。基本的には28年度に集まった基金は、29年度事業に使っていくというのを一つのベースとして、ただ内容によってはその辺の部分流動性

を持たせていきたいと。わかりました。

これは全国的に行われていることで、企業のそれあったかちょっとわかりませんが、個人のふるさと納税と企業版の納税みたいなうわさも流れておりますけれども、どこもアイデアを絞ってふるさと納税をしていただくという部分を取り組んでいることなのかなと思っておりますけれども、壮瞥町としてある面でそれをきっかけとして壮瞥のファンなり、壮瞥町をまた応援していこうというような部分で、それが地域の経済の活性化なり、もしくは例えば定住にでも間接的につながっていくような一つのブランドづくりであり、応援団、ファンづくりの側面でぜひこの納税制度を有効に活用していただきたいと思っておりますが、壮瞥町独自のそういういろんな取り組み等についての検討は、現在はされているのかどうか伺いしておきたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、企画調整課長。

○企画調整課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

ご質問の中に企業版のふるさと納税というお話もございました。ことし地方創生の関係もあって、新たに制度化ということで国のほうから打ち出されておりますが、現状では検討といいましょうか、保留という状況でございます。個人のふるさと納税とちょっと違いまして、どちらかというところ、ことしやっておりますが、クラウドファンディング、特定の事業を決めて、そこに趣旨に賛同する企業から寄附を募る、そういうようなやり方なのですけれども、個人版とは大分系統が違うというか、内容が違うところもあるものですから、ではどういう企業とやるのか、あるいはどういう事業でやるのかという、そういう検討もまず前段で必要ですし、一定の手続きも必要だろうということなので、今年度中、今年度すぐにとか、そういったところまではまだ検討はしていないという状況です。

あと、全般にふるさと納税は、おかげさまで昨年度の制度改正から飛躍的にふえたことは事実でございますし、今年度も極めて順調に、先月まででいうと対前年で200万ぐらい多いという状況ですし、実は6月に入ってから新メニューを出したのですが、2週間でほぼ完売して、100件ほどの申し込みが来ている、そういう状況です。ただ、問題は、さきの議会でも答弁したのですが、返礼品が追いつかないというのが現実でして、あれば寄附をいただけるのですが、ないということで、事業者さんのほうにも4月にも説明会をやったりもしたのですが、なかなかご賛同いただけていないというのが現実でございます。なので、この制度を使っていろんな町の事業に有効活用していきたいという思いもありますし、この制度を使って地域にどんどん経済的に還元をしていきたいという両方の目的がございますから、対外的にというよりはむしろ対内的に、町内的にもっとご参画いただけるような取り組みを町として強化していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松本 勉君） ほかに3ページありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 続いて、一般4ページ。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 続いて、一般 5 ページ。

1 番、佐藤 恣君。

○1 番（佐藤 恣君） 1 番目に書いてあります臨時福祉給付金の給付事業についてお尋ねしたいのですが、昨日の説明ではその対象者が 850 人とのことでした。今回補正後 255 万ですか、給付金の補正が 255 万ですが、割り返してみますと 1 人 3,000 円になるのです。そこで、この事業の目的だとか、給付の対象者はどういう方なのか、それについてまず 1 点目。

また、その下にあります大変長いのですが、低所得の障害云々とあるその給付事業費は、今回は 180 万円の補正ですし、後からまた報告あると思いますけれども、報告第 1 号で 27 年度の繰越明許費の中に繰り越してきた給付金が 1,440 万 5,000 円となっております。この 2 つを合わせますと 1,620 万 5,000 円となり、対象者はきのうの説明では 60 人となりますので、これを単純に割り返すと 1 人 27 万円の金額になるのではないかと思います。金額の大小は別にしても、この臨時給付事業の目的だとか給付内容、これについて説明をお願いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（小林一也君） ご答弁申し上げます。

ただいまご質問のありました低所得者向けの臨時福祉給付金についてでございます。議員のほうからもお話がありましたとおり、対象人数につきましては 850 人を見込んでおります。支給金額につきましては、1 人 3,000 円を支給ということでございまして、厚生労働省のほうからの通知等によりその執行を行うようにということでございます。これにつきましては、一億総活躍社会の実現に向けた国庫補助事業として、消費税率の引き上げ 5% から 8% による影響緩和のための低所得者を対象としたものということでございます。これにつきましては、平成 27 年度に壮瞥町が臨時福祉給付金支給事業ということで実施しておりまして、その際の対象人数がおおむね 850 人ということでございます。

また、低所得の障害、遺族基礎年金受給者向けの臨時福祉給付金についてでございますが、こちらにつきましては 180 万円の予算ということでございます。こちらは 1 人当たり 3 万円で、対象人数についてはおおむね 60 人ということで考えております。給付対象者につきましては、日本年金機構等からの情報により対象となる人を確定した上で広報していくということで事務を進めていく予定となっております。

また、27 年度の繰越金に係る事業についてのお話もありましたが、こちらは低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金ということでございまして、今お話をしましたものと制度が異なっているものでございます。65 歳以上の住民税非課税の町民の方、個人でございしますが、こちらに対しまして 1 人 3 万円の臨時給付金の給付をするものでございまして、こちらにつきましてはおおむね 450 人程度の対象人数となっているところでございますので、単純に足して 1 人当たり 27 万という金額ではございませんので、ご理解を

いただきたいと思います。

○議長（松本 勉君） 1 番、佐藤 恣君。

○1 番（佐藤 恣君） もう一点、今度は衛生費の温泉管理費についてお尋ねしたいのですけれども、これについては昨日の行政報告の中でも壮瞥町と九州電力、北海道電力との3者間で協定を結んだということで報告がありました。そこで、そこはいいのですけれども、4月の24日の日に開催された全員協議会の中で黄溪地区に隣接する登別温泉の関係者の会合が4月27日に行われるので、そこに出席して説明したいというようなお話があったと思います。そこで、4月27日に登別温泉に行って、その会合の内容等について伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） これより休憩といたします。再開は11時10分といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○議長（松本 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、経済環境課長。

○経済環境課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

登別市で行われた説明会の関係なのですけれども、今回壮瞥町が計画している地熱資源調査につきまして登別市内の温泉事業者ですとか近隣の町内会、あとは市議会などと情報を共有したいということで登別市のほうから壮瞥町のほうに要請がありまして、情報提供という形で説明をしたということであります。

こちらのほうで説明しましたのは、本年度行う調査の概要、平成28年度は地表調査を行って、29年度に地質の掘削調査、場所は黄溪地域のおおむね5キロメートル四方の場所であるというような説明をいたしました。登別市からの参加者は、全部で26名おりまして、温泉事業者の方ですとか商工会議所の方、あとは市議会の議員さんの方もいらっしゃいまして、総勢26名が集まったということであります。登別温泉の温泉事業者の方の一番の心配は、壮瞥町が地熱調査を実施することで登別温泉ですとか、あとカルルス温泉に影響があるのではないかなというようなことを一番心配されております。これにつきましては、周辺の温泉の井戸の温度ですとか湯量や成分が定期的に測定する温泉モニタリングというのですけれども、その温泉モニタリングを登別温泉のほうでも実施してもらえないかという要望が出されました。これについては、壮瞥町の前回平成26年度の蟠溪地区の地熱資源調査のときも伊達市大滝の北湯沢温泉で温泉モニタリングも実施したという実績もあることから、今回登別市につきましても可能な限り対応したいというふうに考えておりますし、そのように伝えてあります。

また、一部の温泉事業者の方から壮瞥町の調査結果をインターネット、ホームページとかで公表してもらえないかというような話もありました。ただ、これにつきましては、さすがに詳細なデータをホームページ、インターネットで公表するということは考えてはい

なかったものですから、ただ登別市のほうから要請があれば調査結果の提供について可能な範囲で対応したいと思いますというふうには伝えてあります。

会議全体としましては、すごく厳しい意見が出るとかということではなくて、逆に遠いところからわざわざお越しいただいたということで、温泉事業者の方からも、あと登別市の方からも大変感謝されたというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） ほかに5ページございませんでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 続いて、一般6ページ。ございませんか。

8番、長内伸一君。

○8番（長内伸一君） 農業振興費の経営体育成支援事業にかかわって質問したいと思っているのですが、内容等については理解をいたします。これは、今までもこれを生かしていろいろ取り組まれているということでは理解をしています。この30%補助になる、多分今後いろいろな形で国のこういう支援出てくるのかなと思っていますが、農家への希望調査というのでしょうか、それがこの実施に当たって行われているということなのですが、その希望調査が直近なのです。要するにごく短い期間でそれを判断をして申し込まなければならないということなのです。この辺はやむを得ないのでしょうか。というのは、今回の事業もそうなのですが、トラクターにしてもコンバインにして高額な機械もしくは施設等が想定されるのです。例えば30%で、残り70%は融資を受けなければならないということです。ですから、融資の部分ですとかいろんな経営としてどうすればいいものかというのは、投資金額も大きいので、融資の部分も含めて申し込む側の事業主として慎重にいろんな検討をした上で申し込まれるのがいいのかなと思うのですが、本当に短い期間でそれを決めなければならない、申し込まなければならない。この辺が手続上やむを得ないことなのか、それとも事前にそういうようなことが想定されるということの部分で農業者の方に周知する手段等はないものなのか、この辺についてのご見解を伺いたしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 暫時休憩といたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時16分

○議長（松本 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、経済環境課長。

○経済環境課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

制度上この期間が短いと、短い期間でということなのですけれども、これは制度上どうしようもないということです。なので、町のほうとしてはPRとかもできはしないのですけれども、農業者自身がいろいろと計画を持って準備をしていただくということになろうかなということでご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 8番、長内伸一君。

○8番（長内伸一君） わからないわけではないのです。これは国の支援というか、補助絡みで、ただこういう支援が今ＴＰＰのいろんな議論もされておりますけれども、いろんな部分にも及んでくるのだらうなと思っているのです。それは、多分農業者への支援であると同時に、例えば農機具メーカーや農協、資材メーカー、もしくは金融機関、これに対する支援も含んでいるのだと私は個人的な見解として持っているのです。確かに認定農業者制度の中で、5年間の経営改善計画の中で機械の投資なり、施設の投資なり、こういう部分で計画にのせていないとこれにも多分該当してこないということがあるので、その辺も含めて課長言われる計画性を持って、例えばいつそういう支援があったときでも対応できるようなことをしなさいということだとは思いますが。それは理解できるのですが、ただ金額も大きい。それから、何週間の間にそれを決断をして申し込まなければならないというようなことで、現場としては結構大変なのだろうと。それも時には忙しい時期もありますから大変なのだろうと。それを逃したりすることも多分にあるのでしょし、またやはり投資ですから、時には1,000万ぐらいの投資も伴うと思うのですが、慎重にそれに対する対応もしていかなければならないのかなと思っているものですから、この辺の農家に対する説明というのか、認定農業者サイドの部分もそうだと思うのですが、同時に今の国のいろんな施策等の流れなり、そういう部分の理解を深めることもしていただく。これは、行政だけではなくて農協も一緒になって、金融機関の部分ではある程度農協も当然ないと難しいですから、一緒になって農家の適切な投資のタイミング、もしくはそれに対する措置という部分で、多分これからどんどんこの手のものは出てくるのだと思うのです。それを有効に生かしていく。経営にも無理のない形で生かしていくということが重要なのかなと思っていますので、この質問をさせてもらっています。その辺農協との連携も含めてお答えいただきたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、副町長。

○副町長（杉村治男君） 私のほうからご答弁させていただきます。

この経営体育成支援事業というのは、もうここ何年も続いている事業ですから、農業者の方というのは大体この時期にこういうものがあるよというのは理解されているのかなというふうには思っています。当然ながら多額の投資を伴うということですから、農業者の方もある程度計画性を持って取り組んでいるのかなというふうにも思っています。その中で、先ほど課長が答弁したように、制度上どうしても国の予算の枠が決まらないとこういった募集もされないということから、大体同じような時期ではあるのですが、多少ずれたりということがあって、短期間の募集になってしまうというのが実態です。それは、制度上町としてはどうしようもないのかなというふうに思っていますが、先ほど言ったように農業者自身の方が計画性を持って対応していただければありがたいなというところではあります。ただ、町としては、密接に関係している農協さん、ＪＡさんが日ごろの活動でど

の程度入っているか詳細は承知していませんが、そういった情報を踏まえながらということを考えていけば、町と農協が連携した形で情報を仕入れて、一定程度この事業に取り組めるような形で支援はできるのかなというふうには思っておりますので、今後農協、ＪＡさんとも話をしながら対応していきたいなというふうに思います。

○議長（松本 勉君） ほかに６ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 続いて、一般７ページ。

４番、森太郎君。

○４番（森 太郎君） 土木費、土木総務費の民間大規模建築物耐震改修事業に関連してですけれども、今回耐震の補強設計事業の補助金ということでございますけれども、これが将来建設工事実施まで絡んだ場合にかなりの金額になってくる可能性があるのですけれども、そのときの建設の判断の考え方でございますけれども、例えば国、道の補助の裏づけがこれは当然事業実施では前提だと思うのですが、国の財政状況によっては裏づけが崩れていく可能性もあると。そうなって例えば補助率が下がったとかというようなことになっていったときに、当然町が補助を出すということであれば一般財源の負担についての考え方をまず考える必要があると思うのですが、負担限度の考え方について、要は事業実施に向けての考え方、それと負担限度についての考え方があれば伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 建設課長。

○建設課長（工藤正彦君） ご答弁を申し上げます。

この耐震化につきましては、国の方針に基づいて、法律に基づいて進めているところでございまして、昨年の暮れだったと思うのですけれども、例えば期間の延長ですとか補助額の限度額の増額ですとか制度の改正がありまして、耐震化を進めるという方向で制度も充実されてきております。国の財政状況という話もありましたが、期間内での国や道からの補助額の減額というか、率が下がるという部分については、今のところは考えていないかなというふうには思っております、町としましても本年度中に改修に対する補助制度をつくっていく予定とはしておりますが、国の動きも注視しながら、また事業所とも協議をしながら進めていきたいというふうに考えているところでございまして、町の負担につきましても法律上決まっているものでございますので、それから補助の限度額というものも法律で決まっている額がございまして、それぞれに基づいて町のほうは負担をしていくという考えで今は進めたいと思います。

○議長（松本 勉君） １番、佐藤恣君。

○１番（佐藤 恣君） 今の土木総務費の民間大規模について関連して伺いたいと思います。

今回は１,３８５万７,０００円が補助金として計上され、ややもすると町民の皆さんは１つの企業にこんなに補助金ということと言わないわけではないと思います。といいますのは、この補助金の額だけがひとり歩きして、その裏にある国の支出金だとか道の支出金だとか

知らないままに金額だけが話題になるのではないかなということが考えられます。既に本日提案された議案第 46 号の平成 27 年度壮瞥町一般会計補正の中で、町税の入湯税が 1,165 万 5,000 円が追加補正され、全体で 4,778 万 8,000 円となりました。私の考えるところでは、この入湯税のほとんどは今回の補助対象の民間施設でないかと考えております。今森議員が言ったように今後も改築に際して町からの補助金、支出が想定されますけれども、今回きちっとした形で町民の皆さんに理解してもらうことが必要でないかなと。といいますのは、私の知る範囲ですけれども、1977 年、昭和 52 年の有珠山噴火のさなかに現在の補助対象の施設が工事を開始しておりました。開始以来約 37 年間雇用だとか入湯税、それから固定資産税など町の経済に、財政に果たした役割、効果は大きいものがあったのではないかと思います。そこで、このようなこともきちっと捉えていかなければならないのではないかなと。また、27 年度の入湯税、今回補正されて 4,778 万 8,000 円となりましたけれども、この施設が入湯税として納めているのが個人情報になるかどうか知りませんが、私は 95%以上はこの施設が払っているのではないかなと想像しております。そういう面で今回入湯税の中でこの施設が納めた割合というのは、もしも回答できるのであれば税務財政課長に説明というか、示していただければと思いますけれども、これは個人情報だからということで示されないのであれば、私はそれで納得したいと思います。

○議長（松本 勉君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 29 分

再開 午前 11 時 30 分

○議長（松本 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、税務財政課長。

○税務財政課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

入湯税のほうについてご答弁を申し上げたいと思いますけれども、議員おっしゃるとおり、当該企業につきましては入湯税の 95%程度を近年納めている状況でございます。

以上です。

○議長（松本 勉君） 建設課長。

○建設課長（工藤正彦君） ご答弁申し上げます。

今回耐震設計ということで補正でやってもらいましたが、今後とも工事に向けては大きな金額も出てくる可能性もありますので、そういう部分につきましてはもちろん公費でございますので、広報等を使いながら住民には周知をし、理解をしてもらいたいというふうに思っております。

○議長（松本 勉君） そのほかにごございますか。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 続いて、一般 8 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、歳入、一般 1 ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 続いて、2 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、給与費明細書について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、第 1 表、歳入歳出予算補正及び第 2 表、地方債補正につきまして。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、条文及び補正予算全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 55 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 55 号 平成 28 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 2 号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第 56 号

○議長（松本 勉君） 日程第 15、議案第 56 号 平成 28 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。予算全体について。

1 番、佐藤 恣君。

○1 番（佐藤 恣君） 今回提案されております歳出の土地借り上げ料についてお尋ねしたいのですが、昨日の議案説明の中で賃借料の値上げの要望があったので、今回補正で提案したとのことでした。このことについて私はいささか疑問を抱いております。予算書を見ますと、土地借り上げ料はこの水道費だけでなく集落排水事業にもありますし、また一般会計では住宅費やその他のその中に土地借り上げ料が予算化されております。そこで、たった 1 万 2,000 円ではありますけれども、予算編成のときどのような形で予算査定をしたのか。予算査定をする前に各担当部局はその当事者と話し合っているのかどうか。

その点私は当事者と合意のもとで予算要求してきているのではないかという勝手な想像しておりましたけれども、このことについてどのような形で予算査定が行われたのか、経緯お聞きしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、建設課長。

○建設課長（工藤正彦君） ご答弁申し上げます。

当初予算計上するときには地権者との契約に基づいた金額に基づきまして予算計上はしておりましたが、今回4月に入りまして相手の方から値上げの相談がありまして、両者業者、また庁内協議をしまして、年度途中にはなりますが、値上げという判断をしまして、今回補正提案させてもらっております。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 庁内協議をされたということですが、私の手元にあります平成22年から26年度までの決算資料、これは決算委員会のときに配付になった資料、また27年度の予算書、28年度の予算書から精査していくと、この土地借り上げ料の予算計上にばらつきがあるのです。以下、年度ごとにお話ししますと、平成22年度予算が13万6,000円、決算報告では12万4,651円でした。23年度も同額です。24年度は、どうしたわけか借用している借地面積はふえたかどうか知りませんが、53%の増加になっております。金額的にいきますと25万6,000円です。13万6,000円の予算から25万6,000円に値上げになっているのです。そして、決算書では23万9,451円。25年度、予算額25万6,000円、そして決算が23万9,451円。26年度は、今度下がっているのです、24万円に。そして、多分下がったのは前年度23万9,451円で契約できたから24万にしたと思うのですけれども、そのときの決算によると23万9,451円で契約しております。27年度、まだそのときは前年度24万の計上していたのに、27年度の予算書では22万4,000円になっております。まだことしの9月にならないと決算書私たち手に入りませんので、幾らで契約したかわかりませんが、補正をしないところによるとこの22万4,000円で契約したのではないかなと思います。28年度も同じ22万4,000円で、今回補正しますと、1万2,000円を補正する23万6,000円になって、26年度に契約した23万9,451円より少ないのです。そのように何かばらつきがあるのではないかなと。といいますのは、ほかのほう、例えば集落排水も調べました。それから、住宅の土地借り上げ料、住宅建てているところのそれも調べたけれども、それは全然ばらつきがないのです。このように水道費だけがどうしてこんなに変動しているのかちょっと疑問に思ったので、この点どのようにお考えになるか答弁を求めたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、建設課長。

○建設課長（工藤正彦君） ご答弁申し上げます。

細かい資料手元にないのですが、これは内容としては1件の契約ではなくて、各所水道施設の敷地の借り上げ料を積み上げた金額になっておりまして、その中で借り上げしている土地の面積の変更ですとか、そういう変更があつての金額だというふうに思っております。

すが、ただ具体的にどの辺でどういうふうに変ったかというところまでは資料がないのですが、想定されるのは面積の変更か、もしくは単価の変更があったのかなというふうに思っております。

○議長（松本 勉君） 1 番、佐藤 恣君。

○1 番（佐藤 恣君） 単価の変更があれば当然変わるの私は理解できますけれども、やはり何かばらつきがあって、例えば先ほども言ったように22年度から23年度は同額で、24年度からは単価改正があったかどうかわかりませんが、53%も増額になっている。そのようなことで、私はたとえ面積が変わったとしても疑問を感じるのです。そして、27年度には22万4,000円で、その間大きな工事はありましたか。面積がふえたりとかすることないと思うのです。そういう面ではばらつきがあるのはどうか。

そして、もう一つ私が質問したいのは、地主から値上げ要望があったからと簡単に要求をのんで措置した場合、何か悪い前例をつくるのでないかなと、そういう危険性を私は感じます。先ほどの答弁では、既に地主と合意ができていますけれども、このように地主からの要望があったからといって補正を組んでいくということは、私はちょっと疑問を感じます。ですから、これはそうするとほかの土地借りている人も要求すれば認められるのだという前例をつくるおそれがないか、そんなことを考えたのです、この予算書を見て。そこで、このことについては前例にならないよう対処していただきたいなと思いますけれども、このことについては答弁を求めたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、副町長。

○副町長（杉村治男君） では、私のほうからお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、申し出があって値上げをしたということで、あしき前例にならないかというご指摘でございますが、そのようなことにはならないようにしていきたいというふうには考えております。

今回の値上げにかかわる部分につきましては、相互でやりとりをさせていただきましたが、ちょうど増額になった年度から始まったものの土地に関するものであります。ここは所有者が以前とかわったという時点からのものでありまして、その対応が非常に難しい状況があって、水道管の撤去の要請もございましたが、それには相当多額の経費もかかるということから、今回借り上げ料の値上げで妥協したというところでありますので、そういった考え方であしき前例にはしないという方向では考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（松本 勉君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 56 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 56 号 平成 28 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第 57 号

○議長（松本 勉君） 日程第 16、議案第 57 号 平成 28 年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 57 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 57 号 平成 28 年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）については原案のとおり可決されました。

◎報告第 1 号

○議長（松本 勉君） 日程第 17、報告第 1 号 平成 27 年度壮瞥町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

以上で報告第 1 号の報告を終結いたします。

◎報告第 2 号

○議長（松本 勉君） 日程第 18、報告第 2 号 平成 27 年度壮瞥町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

以上で報告第 2 号の報告を終結いたします。

◎選挙第 1 号

○議長（松本 勉君） 日程第 19、選挙第 1 号 選挙管理委員及び同補充員の選挙についてを議題といたします。

本年 7 月 16 日をもって選挙管理委員及び同補充員の任期が満了となり、定数は選挙管理委員 4 名、同補充員 4 名であります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推選にいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名をしたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において当選人を指名することに決しました。

選挙管理委員には千田重光君、松本晃君、村松欣一君、畠山政明君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました千田重光君、松本晃君、村松欣一君、畠山政明君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

続いて、選挙管理委員補充員につきましては、第 1 順位、井馬一美君、第 2 順位、渡邊幸男君、第 3 順位、小山内登君、第 4 順位、高橋勇雄君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました第1順位、井馬一美君、第2順位、渡邊幸男君、第3順位、小山内登君、第4順位、高橋勇雄君、以上の方が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

◎議員の派遣について

○議長（松本 勉君） 日程第20、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員の派遣の件につきましては、お手元に配付のとおり派遣することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決しました。

◎各委員会の所管事務調査について

○議長（松本 勉君） 日程第21、各委員会の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員長から閉会中に所管事務調査を、議会運営委員長から閉会中に次期定例会までの会期日程等議会運営に関する事項について所管事務調査を実施したい旨、それぞれ申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中に所管事務調査を実施することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中に所管事務調査を実施することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（松本 勉君） これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、平成28年壮瞥町議会第2回定例会を閉会いたします。

（午前11時49分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員